

57.9

1982. 9. 10

建産連ニュース

第14号

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

◆埼玉県建設産業団体連合会に期待する	
建設産業の振興について 建設省計画局長 永田良雄……	1
強力な指導力の発揮を 関東地方建設局長 田中淳七郎……	2
◆建産有声	
埼玉建産連の現状と課題 小山正夫……	3
ライフワークの中での経営 土井義夫……	6
◆開発許可の弾力的運用について（建設省計画局通達）……	7
◆公共投資の経済効果等調査研究 建設業振興基金の57年度事業計画……	7
◆住宅性能保証制度について……	8
◆事業報告	
「埼玉建産連」昭和57年度事業の実施計画 ……	9
「埼玉の建設産業」のポスター募集 ……	9
研修会「埼玉の文化財」を開催……	10
職業訓練校との連絡調整会議を開催……	11
建設産業を指導育成する組織の充実等について知事に陳情	14
◆会員ルポ……	16
◆告知板	
知っておきたい「印紙税」のあらまし……	22
会員人事往来……	23
◆建産連だより	
理事会・委員会だより……	24
委員会及び委員会構成……	25
会員だより……	26
連合会日誌……	31
埼玉建産連会館センターの利用を……	32

建産連の理念

国民生活にとって、住宅をはじめ環境施設や都市施設の整備充実が強く要請されている現在、公共投資の増大とこれに伴う事業の円滑かつ効率的な執行等が必要とされているところであり、これを達成する上で、建設産業の果すべき役割は、極めて重大といわなければならない。

しかしながら、県内における建設産業は、中小零細企業が圧倒的に多く、各業種間の有機的連絡協調体制が十分でなく、建設産業全体としてまとまりを欠き、社会的発言力は必ずしも強力であるとは言い難く、その社会的評価も高くないのが現状である。

このような現状を打開して、建設産業の健全な発達を促進するためには、各業種間の有機的な連絡協調体制を確立し、各業種間の総合調整、情報の収集提共、県民の理解を得るための広報活動等を行うとともに建設産業に従事する者の福祉を増進するための対策を講じ、本県建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

建産連のスローガン

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重大性を自覚し、県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の企業体質の合理化を図り、その強化改善に努める。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

建設産業の振興について

建設産業行政の推進に当たっては、従来から貴連合会には格別の御配慮を賜っているところであり、感謝の念に耐えません。

建設産業は、全国50万余の業者、550万余の就業者を擁する大産業であり、国民総生産の約2割に相当する建設投資の実行を担い、生活基盤及び産業基盤の整備を行う重要産業であります。

しかし、受注生産という特徴を有する建設産業を取り巻く環境には、公共投資の伸び悩み等非常にきびしいものがあり、不況型の倒産が依然として多発しております。今後も経済の安定成長下にあつて建設産業の将来は楽観できるものではなく建設産業の近代化、企業体質の強化が現下の重要な課題となっております。

建設省と致しましては、建設産業の振興を図るため、従来から、①事業協同組合、共同企業体等の活用による組織化・共同化、②経営指針及び近代化モデル計画の策定・普及、中小企業近代化促進法に基づく指定業種及び特定業種の指定並びに近代化計画及び構造改善計画の策定、中小企業事業団の高度化事業の活用等による近代化、③政府

系中小企業金融3機関の融資、保証事業会社等による預託融資、(助)建設業振興基金等による債務保証等の活用による、①及び②を推進するための政策融資を含む金融の円滑化、④中小建設業者の受注機会の確保、⑤建設業振興策(還元策)の実施、⑥労働条件及び労働福祉の改善、⑦元請・下請関係合理化指導要綱の徹底等による元請・下請関係の合理化、⑧建設工事標準請負契約約款の普及等による請負契約関係の合理化、等の施策を総合的に講じてきたところであります。

本年度においては、公共事業等の上半期における契約済額の割合を75パーセント以上とし、下半期においても適切な対策を執ることとともに、①近年における建設産業の生産性の伸び悩みを打破し、総合的な生産性の向上を図るため、(イ)機械設備の近代化による省力化等の推進及び新技術・新工法の開発のためのガイドラインを示す、「近代化指針」の策定並びに(ロ)建設現場において工程管理、原価管理、品質管理等を行う職長の能力向上を図る「施工管理者教育」を開始し、②公共投資及び建設産業に関する調査研究の充実を図る



建設省計画局長

永田良雄

ため、(助)建設経済研究所を設立する、等の施策を講じることとしております。

また、本年度及び来年度を建設産業団体連合会の普及年間として建設産業団体の協調化を図ることとしておりますが、この点につきましては先進県であられる貴連合会の役割に期待するところが大きいです。

今後とも、建設産業の振興のための施策の充実を図ってまいる所存ですので、その推進に御協力を賜りますようお願い致します。

終りに、貴連合会及び傘下企業の益々の御発展を祈念致しまして、就任の御挨拶と致します。



強力な指導力の発揮を



関東地方建設局長

田中淳七郎

さる6月15日付で関東地方建設局長を拝命いたしました田中淳七郎です。

約1年間務めました大臣官房技術参事官時代には、たまたま談合問題にぶつかり得難い経験を致しました。途中腹の立つ断腸の思いをし歯ぎしりを致しましたが今から想えば大変貴重な経験をさせて頂きました。

関東地方建設局は約16年ぶりの勤務で庁舎、局長室等全く懐しい想いです。赴任以来空梅雨模様で東京都水道局に5~10%の節水をお願い致しましたが、8月1日~2日に日本列島を横断した台風10号と翌3日の台風後の雨でさすがの板東太郎の利根川水系を始めとする各直轄河川がいたる処で警戒水位を突破し、昭和22年のキヤスリーン台風以来ある河川ではそれ以上の危機に襲われ些か背筋の凍る思いを致しました。

幸い河川局長を始めとする本省の適格な指示、木曾川、小貝川決壊の経験のある和気計画局技術調査官の丸4日間の応援、富山河川部長を筆頭と

した本局、とくに各担当事務所長及び所員、さらに地元市町村長を始めとする消防団の方々、自衛隊の応援等のお蔭様で何とか破堤の危機だけはさけることができました。

学校卒業以来道路しか経験のない小生にも日本の道路、下水道、住宅等の貧弱さはよく認識して居りましたが、昨年の小貝川の決壊までは首都圏の直轄河川については明治以来長期に亙り整備されているので絶大の信頼をよせて居りました。無知の私を責められても仕方ありませんが、これが日本国民の一般的印象ではないかと思えます。然し、この首都圏の直轄河川でも昨年の小貝川の決壊、今回の台風10号の危機の現実を知り、如何にわが国の社会資本の整備が「プアー」であるかを身をもって体験致しました。先進諸外国に比し、2~3倍の物凄いスピードで老令化社会に突入している日本の現状を想えば、活力のある今世紀中にこれら先進国よりは遙かに遅れている社会資本の整備が緊急不可欠の要件であり、貧弱な予算の

中で効率よい調和のとれた整備が如何に必要であるかをしみじみ感じました。

従って建設事業の推進にあたっては、長期的展望にたって計画された良質の社会資本を次の若い世代に引継ぐことができるように常に心掛けて参らねばならないと考えて居ります。

埼玉県の建設産業団体連合会におかれましても現今の諸情勢を十分にご認識の上私共の意図する処にお力添え賜われれば幸いに存じます。また建設産業が当面する諸問題について、連合会が強力な指導力を発揮され、業界の健全な発展に寄与されますよう、引続き一層のご活躍を期待してやみません。



当建産連は発足してここに丸三年を経過一応基盤作りを終り、今後は更に伸展への第2ラウンドとして健全な育成を図り社会の期待に応える時期であると思われまふ。よって本号より関係者から順次紙上に登場願って、建産連のあり方等について率直なご意見を頂くことにしました。(W)。

埼玉建産連の現状と課題

小山正夫



埼玉県建設産業団体連合会は、建設省が昭和54年度の重点施策として同省と埼玉県の強力な指導により、昭和54年3月県下の建設関連業18団体、構成員12,000社の合意により設立された名実ともに埼玉県建設関連業を代表する全県の組織として発足したのである。

当初建設省は名称を建設産業会議所としての発足を指導されたが、県内各方面、特に商工団体等より名称(会議所)についての強い反対意見があり、設立準備委員会において種々協議を重ねた結果、「建設産業団体連合会」として発足したのである。

設立の趣旨を要約すると、次のとおりである。

建設業、同関連業、建設資材業、建設資材運輸業等の建設産業は国民総生産の20%を占める建設投資を担い、その就業者数は全就業者の約10%を占める我が国の重要産業の一つとなっている。しかしながら建設産業は従来ともすれば各業種間の有機的連絡体制が充分でなく全体としてのまとまりに欠け、社会的発言力は必ずしも強力であると

は言い難く、その社会的地位も他に比して高くないのが現状である。これらの問題点を解決するためには各業種間の有機的連絡協調体制を確立することが急務であるという観点から昭和53年8月建産連設立準備を進めることになり、設立発起人として4団体(㈱埼玉県建設業協会、㈱埼玉建築士会、㈱埼玉県電業協会、㈱埼玉県ダンプカー協会)の各会長が中心となり数回にわたり設立に伴う諸問題事項に関し協議を重ねたうえ基本事項について決定をみた。昭和54年3月16日設立総会を開催し、その後の理事会において正・副会長を互選、会長に斉藤裕、副会長に安藤晃、川合大、今西定夫、関根仁平、小山正夫が選任された。次いで各委員会構成が決定され、各委員が選任された。委員会は総務、広報、労務資材、研修指導の4委員会とし、委員長は副会長が兼務する(現在の委員会構成は別掲のとおり。)以上決定された委員会を中核として本格的な業務活動に入ることとなった。

昭和54年8月1日をもって埼玉県知事より社団

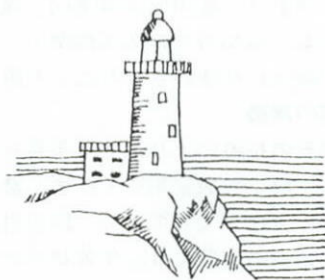
法人として設立許可があり、法人として改組、同時に法人登記申請を行い同年8月3日登記完了、社団法人として正式に発足した。続いて同年11月12日建設労働者福祉センター誘致決定をみたことにより会員の総意によって同センター敷地内に埼玉建産連会館併設の気運が昂り、昭和55年12月建設労働者福祉センター建設工事と同時に着工し、昭和56年11月待望の会館竣工、同年12月8日各入居団体の移転が完了今日に至った。この間会員数も28団体となり、構成員も13,500社となる。特に同福祉センター及び建産連会館の建設については、建設省を始め労働省、雇用促進事業団、建設業振興基金、埼玉県、浦和市等の関係機関より多大の支援と配慮が寄せられ建設されたことを附記する。

建産連の意義

今日建設省の指導により設立4年目を迎えたことになるが、現下建設産業をとりまく経営環境は極めて厳しいものとなっている。国家財政は極限状態にあり公共事業費は3ヶ年伸び率ゼロ、実質工事費は30%減、更に58年度にはゼロシーリング

が予想されている。とりわけ建設産業は大方が受注産業という体制の中にあり、しかも公共依存が大きいことから昨今受注方法に対する是非論がマスコミを通じ批判的となり一般市民を含めて建設産業界に厳しい目がそそがれている。それがために発注当局では入札制度一部手直して対処されている。一方建設省では制度として抜本見直しを「中建審」に諮問しその答申待ちである。無論予測の段階であるが建設産業界にとっては厳しいものとなりそうである。

かかる諸情勢を背景に建設産業界は一様に厳しい現実に直面しているといわざるを得ない。ここにおいて建産連は設立の趣旨に則り共存を図るために共通の問題を探究し、解決のための協議の場とするほか、構成員13,500社の技術者育成の場として将来企業を支える有為な人材の研修の場として大いに活用すべきである。そのためには傘下団体は勿論その構成員各社が設立の理念を十分理解し、相携えて建産連の育成に協力を惜しんではならないのである。



全国建産連組織化の台頭

建産連全国組織の母体として昭和56年6月に全国建設産業団体連絡協議会が結成され、加盟団体は当埼玉建産連を始め静岡、岩手、山形、新潟、山梨、各県6団体で発足、現在同協議会は三重、徳島、宮崎の3団体が加盟し9団体であり、更に近く沖縄の加盟が見込まれている。なお類似団体として結成されているが入会保留のものに茨城、石川、愛媛、鹿児島各県団体がある。この協議会の活動重点目標は全国組織の整備にあり、また建設省も重点施策として掲げている以上全国組織への拡充を強力に推進されるものと思われる。全国的に建産連が結成され名実ともに全国建産連連合会が結成されなければ所期の目的が達成されないばかりか、運営面に問題を生ずる恐れがあり、この点からも建設省に対しこの全国組織化の促進方を強力に働きかけることが必要である。

建産連の活動内容

建産連の基本理念を完遂するために事業活動は委員会が中核となって推進されているが、主なる実施事項を例記すると、次のとおりである。

▶**総務委員会**——総務委員会は建産連運営上の重要事項の建議と、加入会員間の事業調整に活動の主眼を置き、①建設産業の振興を図るための建議として昭和54年6月建設産業全般にわたり指導育成を専担する課(室)の設置と当建産連の事業に対し助成策を講ぜられたい旨の陳情、請願を知事、県議会議長に行い、同年9月の定例会において請願が採択された。②昭和55年3月建設資材値上り時、設計積算に実勢価格の反映方を関東地方建設局長と知事に陳情する。③昭和55年7月工事指名参加願の隔年受付の実施等につき知事に陳情

し、昭和56年度から実施となる。④昭和55年7月建設産業を指導育成するための組織の充実について知事に要望する。⑤昭和56年11月建設産業に係る地場産業の育成について知事、県議会議長に陳情、請願、同年12月県議会にて採択された。また、本年6月県立工業高校に「設備工業科」の設置方を県教育長並びに県議会議長に陳情・請願。同年6月定例県会で採択された。

▶**広報委員会**——広報委員会は活動の基本を建設産業における広く県民への啓蒙、宣伝に置き、主な事業は次のとおりである。①建産連ニュースの発行(年4回)、配布先は県、市町村、建設省及び関係機関並びに構成員。②県下の小・中学校児童生徒を対象としたポスターコンクールの開催(昭和54年度より実施、優秀及び佳作品をセンターホールに展示)。③建設産業カレンダーの作成、(昭和56年度より実施)、配布先は県、市町村、県下の小・中学校及び建設省並びに関係機関。

▶**研修指導委員会**——研修指導委員会は、構成員、同幹部を対象とした政治、経済講演会の開催、経営研修会の実施(昭和54年度から年3~4回実施)。

▶**労務資材委員会**——労務資材委員会は、主に技能者を対象とした雇用安定のための連絡調整会議の開催で、県立職業高校及び県立職業訓練校を対象に昭和54年度より実施。

今後の主要活動目標

1. 県庁組織に建設産業の振興を所掌する課又は室の設置。このことは既に知事、県議会に陳情、請願したところであるが、更に実現を期して強力に要望する。

2. 建設産業(専門工事業)で未加入団体新規

加入の推奨と未組織関連業種の組織化支援と当建産連加入の促進。このことについては建設産業界の協調体制の確立を理念とする立場から現在県下に未組織を含めて30～40業種があると推定される。よって未組織業種の組織化への支援と併せ加入の促進を図る。

3. 建産連全国組織の拡充強化に協力する。

4. 県立工業高校における設備工業科設置の早期実現、また、建設関連業の経営及び技術修得を目的に「建設大学校」の建設等について県、国に対し強く働きかけを行う。

以上4つの課題を当面の重点施策としその実現のため努める一方、建産連設立の基本理念である各業種間の有機的な連絡協調体制実現のため共通の問題を探索し、その解決に努めるとともに公益法人としての社会的な責務を果すため組織的努力を行う。

問題点と将来展望

当建産連は建設産業界の総合的な改善発展を図る目的で設立されて以来ここに四年目を迎えたのであるが、なお未解決の問題が山積している。

その第1は建産連の基本理念である各業種間の

有機的な総合調整をどう図るかである。会員28団体はいずれも建設業ならびに同関連業であるが、中核をなす建設業を除きそれぞれ専門色の濃い業種で、しかもそのいずれもが独立した法人又は任意の団体として社会的に位置づけられ、それぞれが事業計画に基づいて独自の活動を展開しているのである。こうした中で唯一の共通点は各団体とも受注産業的性格を持ち、度合の多少こそあれ公共事業に対する依存度は高く、しかも活動する場は県内という共通の舞台である。また、会員団体の構成員の大半が中小ないし零細企業であると同時に社会的地位も低いという共通面を有しているが、具体的に利害得失を含めてどう調整し育成発展にみちびくかが最大の問題である。こうした観点に立つと勢い建産連が行う事業は最大公約数的にならざるを得ないのである。端的に言って「元請」「下請」の苦情処理機関であってはならないのである。若しそれが必要とするならば、次元の異った「特別部会」を設置して内部処理をすべきである。

第2は行政面の充実である。建設産業は冒頭に述べた如く国民総生産の20%を担う基幹産業であ

るにもかかわらず、国においても地方においても農林・商工業に比べ行政面において確たる振興策による恩恵に与えられないばかりか、指導、振興に当たる専担窓口がないのである。建産連を全国的に組織化しようとする建設省はこの点地方行政に目を向け、少なくとも県機構の中に一元的窓口の設置を真剣に考慮されるべきであり、当建産連も主要課題として取組みその実現を期さなければならぬ。

第3は建産連の振興策である。前段にもふれたとおり建設産業の振興には行政面の整備が不可欠である。昭和54年度に県議会請願の採択を見た建設産業を育成振興を所掌する「課」の設置を総力をあげて県当局に要望しその実現を図るべきである。又一方建産連が果す役割の重要性を県民に正しく理解されるよう努める必要がある。昨年秋以来一部曲解したマスコミ報道により世論の厳しい批判を受けた「談合問題」についても、その発端は相手記者に対する説明不足で真意を十分理解せしめ得なかったことに起因すると思われる。おしなべて建設産業界特に経営者はPRがあまり上手でない。それと自己の業務に自信と誇りを持つべきであると思う。

今後21世紀にかけて建設関連業の受注環境は一段と厳しさを増し、競争も激烈を極めることが予想されるが、そうした中で共存を図りなおかつ発展を願う為にはこれらの課題解決の努力と適時随所で問題を捕えこれに対応することが必要である。又こうした普段の努力が建産連を発展に導く鍵になるのではないかと思う。(筆者は埼玉県建設産業団体連合会副会長・同広報委員長・(株)埼玉県測量設計業協会会長)。



ライフワークの中での 経営

土井 義夫



パリの先進国首脳会談を終り帰国した鈴木総理は、息つく間もなく臨調答申とこれに絡む58年度予算編成と内政問題に取り組むことになった。

しかし国内景気の低迷による大幅な税収不足という厳しい経済環境の中で、臨調が打ち出す行財政改革と首相公約の財政再建を進めながら、同時に国内景気低迷打開という二律背反的政策をどう進めるか、首相の今後は内閣の命運をかけた正念場を迎えることとなった。

一方目を建設業の今後に向けてとこうした厳しい経済情勢をうけ、公共工事予算は0シーリングから一シーリングに転じ、工事量は減少の一途を辿っている。民間建設需要も不透明な経済情勢を嫌って投資意欲の減退を招いている。

この様な工事量の減少は業者間の過当競争となって現れている。特に非力の中小企業が大きな波をかぶることになるので経営者は受注の減少、売り上げの伸び悩み、資金繰難、固定費の増嵩等業績の悪化による経営の立て直しを図る為TQCの導入による企業体質の改善、作品の品質の向上を

図り、業績を高めることに躍起となって努力している。

何れにしても地方の中小業者としては、地域経済の振興によってのみ、この苦境を乗り越えることができる。それには発注者の理解ある地元業者の育成が必要であり、これに応える堅実な経営には信頼するに足る協力業者の選定と育成が肝要事である。

尚、経営者の悩みについて一言ふれると従来は仕事中心だったのが最近ではプラス自分の健康、家族、従業員の福祉といった様なライフワークの中での経営、そしてその悩みの枠が広がってきたともいえる。

その理由は、やはり社会機構が複雑多様化といろいろのニーズに対応したバランスのとれた経営が求められるからで、ひところの様に経営面だけに限定して、問題の解決を図ることができなくなってきたからである。(筆者は埼玉県建設産業団体連合会理事・埼玉県建設業協会副会長)。



開発許可の弾力的運用について

—市街化調整区域—

府県・指定市へ通達〈建設省〉

建設省は、先に自治省と協議のうえ、これまで宅地開発のネックと見なされてきた主な自治体が設けている「宅地開発指導要綱」にメスを入れ、その行き過ぎ個所の有無等是非正に向け実態調査に入ったが、このほどその第2弾として「開発許可の弾力的運用について」通達、各都府県及び指定都市に適切な対応を求めた。

建設省は、市街化区域と市街化調整区域のいわゆる「線引き」の見直しの検討を行っているが、その手始めとして市街化調整区域における開発許可制度の弾力的運用と開発許可事務の迅速な処理を求める通達を、7月16日付同省計画局長名にて各都府県と指定都市に出した。

これまで市街化調整区域における開発許可（住宅建設）については、農家の二、三男が分家する場合に限って認めることにしていたものを、今回の通達では農家以外についても弾力的に許可するよう運用の拡大を求めたものである。

これは最近農業を取り巻く情勢が大きく変わってきていることと、市街化の促進につながらぬのに二、三男とはいえ非農家の住宅建設だけを認めるのは公平を欠くとの判断によるもの。また、旧

市街地では市町村合併に伴い役場が置かれる市街化区域と、それ以外の市街化調整区域に分けられているが、この区域でもおおむね50戸以上の既存集落については住宅の建設に弾力性をもたせて許可するよう求めている。

一方、開発許可事務については、開発許可関連部局間の調整を速かに進めるため、例えば協議会のような横面の調整組織を設けるとともに、開発規模に応じて標準的事務処理期間を設定し、できるだけその期間内に事務処理を終えるよう積極的対応を求めている。このことは自治体によって関係部局、課が20を上回ることもあり「手続きに時間がかかり過ぎる」と開発業者等から強い不満が出ていることを踏まえ、開発許可申請手続きを簡素化して迅速に処理することを狙ったもの。

なお、今回の通達では、開発に伴い設置された公共施設や公共施設用土地の管理、所有を原則として自治体自らが行うよう求めている。これは、本来市町村が管理、所有すべきところを、財政事情などから開発業者に任せられた結果、例えば公共施設用地を適当な理由付けを行って転売されるケースなどが出ていることに配慮したものである。

公共投資の経済効果等

調査研究

建設業振興基金の57年度 事業計画

当建産連と密接な係わり合いのある財団法人・建設業振興基金(鴻池藤一理事長)の57年度実施の調査研究、指導事業指標が決った。

それによると、調査研究関係では、「経済社会の発展段階と公共投資」と「公共投資に伴う経済効果の分析」というテーマで、建設投資と国民経済との関連を明らかにするのをはじめ、建設技能者の確保、育成、定着など当面の建設労働問題の分析と対応策を探るほか、建設業と経営経理など建設業の近代化、合理化を目指して近代化モデル計画を策定して建設業者団体の活動を助成する。また建設業にまつわる紛争処理に関する調査研究も行う。

次に、指導関係では、中小建設業者に対する経営指針の作成と普及、建設業者に対する会計経理能力向上のための教材の作成と普及、建設業の経理検定の実施、施工管理者教育その他現場技能者の能力向上のための教材の作成と普及、協同組合に関する指導などである。

各県規模で普及強まる 住宅性能保証制度

県・受皿の検討開始

大手デベロッパー等の住宅業界では、マイホーム工事のトラブルを防ぐため「10年保証」システムを取り入れ、「安心して購入できる」「業界の信用の確保」と一石二鳥の成果をあげ、全国的に普及しつつある。

このほど中・小工務店を対象に在来工法による住宅の「住宅性能保証制度」が、建設省の肝いりで今年から全国的に実施の動きである。中小業者の質的向上により効果をもたらすものとして、その成行きが注目される。

多い建築のトラブル

「住宅を新築して僅か1年で柱が傾き始めた」「雨もりを生じ、押入れが使えなくなった」などとすするトラブルが絶えない。往々にしてこれらは中・小工務店によるものが多く、その後の処理が大変である。大手業者と違ってそれら中・小クラスは資金力に乏しく、組織力がないことから、誠意が

あっても苦情に堪えないというケースが意外と多いといわれる。

建設省が全国的に推進することになった「住宅性能保証制度」はこうした中小業者の質を高めると同時に、需要者保護の体制づくりを狙いとしたものである。

この制度は屋根や柱など住宅の構造上、重要な部分に欠陥が生じた場合、原則として建築後10年間は無料で修理しようというもので、これには財団法人「性能保証住宅登録機構・(略称)住宅保証機構」が運営にあたる。

保証の対象となるのは、同機構の審査を受けた登録業者が建てた新築一戸建、床面積100平方メートル以上、住宅建築に際し基礎工事と屋根工事の完了時に一回づつ現場検査を受け、それにパスすることによって初めて「保証付き住宅」として同機構に登録される仕組みである。



大工さんや中小工務店
を対象にした「住宅性能保証制度」の登録マーク（緑地に白ヌキ）

保証機構に登録されているかどうかは、数字の10の字を家の形にデザインした保証マーク（上版参照）が目印。保証期間は欠陥があった部分によって分かれており、基礎、柱、床、壁などの構造にわかる個所の沈下、傾斜、破損及びたわみなどは10年、屋根の雨もりは5年、建具の変形、浴室の水もれ、仕上げ材のはがれ、壁の変色、断熱部

分の結露、電気工事の接続不良などは2年の保証になっている。台風、地震などの自然災害、入居者の誤使用による場合以外はすべて修理は無料、修理にかかる費用は、自宅引渡し後2年間は業者の自己負担。3年目からは同機構が掛けた保険によって支払われる。その掛金には業者の登録料、(住宅本体価格の千分の7.3)をあてる。

仮に、保証をめぐって業者と話が不調の場合は同機構の中の「保証事故審査会」によって公平に審査し需要者に迷惑をかけない。住宅の購入者は住宅を買う時の契約以外面倒な手続きは不要であるとしている。

制度の問題点と県の対応

この性能保証制度はすでに昭和55年から北海道の一部で実施されており、440業者が登録、252戸が「保証付き住宅」として販売されている。その他の地方でも各県の住宅センターなどを中心に受皿づくりが進められており、本県でも県住宅行政課と建築指導課等によって受皿づくりを検討している。新潟県と秋田県では体制が整い近く業者の申請受け付けが始まるといわれ、建設省では昭和59年までには全国で実施できるとみている。

ここで一つの問題は保証制度のメリットは理解できるが、この制度の導入によって、住宅価格が現在より更に高くなるということである。一部の大手メーカーの試算によると4～5%の値上げは止むなしとの見方をしている。業者側のPRになることは一部プレハブメーカーで実証されており、ともかく中小業者の質の向上にむしろメリットを置きたい。

本年度建産連が行う主要事業の実施計画については、建産連の会員が多業種にわたっている関係から「各業種に共通したものの、しかも近代社会に対応するための何らかのメリットがあるもの」との趣旨をもって総務、広報、労務資材、研修指導の各委員会に於て審議した結果、右表のとおり実施することに決定した。

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
シンポジウム・工事に係る人身事故による紛争の解決												
雇用管理改善に関する研修会												
シンポジウム・技術革新												
建築・電設展示会												
講演会（経済）												
講演会（国際情報）												
講演会（防衛）												
郷土文化財に関する講話会・見学会												
講話会（成人病）												
労働災害防止講習会												
建産連ニュースの発行												
建議（県立工業高校に設備工業科を）												
建議（建設産業を指導育成する県組織の充実を）												
建議（県内業者の育成を）												
建議（建設大学の建設を）												
職業高校との連絡調整会議												
職業訓練校との連絡調整会議												
58年カレンダーの印刷配布												
ポスターコンクールの開催												

「埼玉の建設産業」のポスターを募集

建設産業に対する県民の理解と協力を得るため、本連合会広報活動の一環として、埼玉県教育委員会ならびに埼玉新聞社の後援を得て、次の要領により県内小・中学生から、ポスターの募集をしております。

優秀作品が多数応募されることを期待しておりますので、皆様の御協力をお願いします。

1. 趣旨

建設業（土木・建築・電気・給排水・空調・塗装・内装・造園工事業等）不動産業・設計業・測量業・建設資材業などを包括する建設産業は、住宅や道路をはじめ水道や下水道、橋やダム、公園など人間の生活に必要な施設を整備し住みよい社会づくりに貢献しており、国民経済の発展にとっても、国民福祉の向上にとってもきわめて重要な役割を果たしている。

このように重要な産業である建設産業について児童・生徒の創作活動を通じて、広く県民全体にその重要性の認識を深め、建設産業に対する理解と協力を求めるとともに、若い人達に「魅力ある建設産業」をアピールする目的をもって、小・中学生からポスターを募集する。

2. 主催

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

3. 後援

埼玉県教育委員会・埼玉新聞社

4. 募集要領

(1) テーマ

建設業、不動産業、設計、測量業、建設資材業等建設産業の重要性と、魅力に富んだ建設産業を強調するものとする。

(2) 規格

用紙は縦51cm、横36cm（B3判）の画用紙を使用し、クレヨン又は水彩えのぐで縦がきとし一人1枚とする。

(3) 応募資格

県内の小・中学校に在学する小学4年生以上の児童・生徒とする。

(4) 募集方法

- ア 県内の小・中学校に募集要領を送付する。
- イ 各小・中学校は予め作品を学校審査したうえ、社団法人埼玉県建設産業団体連合会事務局（浦和市鹿手袋597番地）へ送付する。
- ウ 応募の締切り期日
昭和57年9月30日
- エ 応募作品には必ず、学校所在地、電話番号、学校名、

学年、氏名（ふりがなをつける）性別を明記すること。

5. 審査

別に定める審査員が行う。

6. 表彰

審査の結果、小・中学校別に金賞10点、銀賞15点、銅賞20点を選び賞状及び賞品を授与する。

7. 発表

優秀作品については、10月下旬埼玉新聞紙上に掲載するとともに関係学校長あて通知する。

なお、入賞作品を1月上旬当埼玉建産連会館1階ロビーに展示する。

8. その他

- ア 最優秀作品については、当連合会で作成するカレンダー及びポスター等の原画として使用する。
- イ 応募作品は返還しない。
- ウ その他募集に関し必要な事項はその都度定める。
- エ 問い合わせ先

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
埼玉県浦和市大字鹿手袋597番地
（埼玉建産連会館内）
電話0488(66)4301



埼玉建産連・労務資材委員会（川合大委員長）は、去る七月六日埼玉建産連会館センター二階第一会議室において、県立職業訓練校との連絡調整会議を開催して、技能者確保対策で意見交換を行った。開催の主旨は経済の低成長期を迎えた産業界は一様に厳しい情勢下にある。就中、建設産業界はその影響をモロに受け、経営の合理化が当面の課題となっているが、当建産連としてはそれを受け傘下団体共通の問題である若年技能者の養成並びに確保に関し公立の機関である職訓校関係者を囲みその方途を探ることを目的としたもので昨年に続いて二回目の会合である。

会議の前半は、主に学校側の教科並びに訓練等の概要説明と県の職訓行政の基本的考え方並びに将来展望などがあり、後半において相互要望など懇談の形で活発な意見交換を行った。

行われた要望には県側（学校）には県側の立場があり、業界側は業界としてそれぞれお家の事情があり問題を残したが、相互理解を深め得たことは今後に処す収穫といえよう（写真は会議場の模様）

会議には県立職業訓練校10校の校長が出席、県から野中健職業訓練課長が同席して定刻の午後一

職業訓練校との連絡調整会議を開催

新規訓練科目の開設などを要望

—労務資材委員会—

時開会、冒頭、齋藤会長、及び川合委員長の挨拶のあと直ちに各職訓校ごとに校内訓練科目及び入学、卒業者の動向などの説明があり、特に雇用者側向けとして最近学卒者の傾向として次の事項についての配慮が要望され、受入れ側として十分な対応が求められた。

1. 労働安全衛生への配慮
2. 定時制高校志望者のための通学への配慮
3. 給与は月給制が望まれ、社会保険加入も要件となっている。

そのほか技能検定による資格取得者に対する給与面の配慮があり、これは前回も話題となった事柄で、時代的要請として考慮すべきときにあることを伺わせた。

次いで野中課長は県の職業訓練行政にふれたあと各訓練校の教科、訓練の実施状況等について次のごとく語った。

——本県には中学卒者を対象とする専修職業訓練校と高校卒者を対象とする高等職業訓練校とがあり、前者は川口、春日部、川越、羽生、秩父、本庄の六校、後者は中央(上尾)、大宮、熊谷、東松山、飯能の五校が開設されており、昭和56年度(9月、3月期)の卒業者数は、女子を含め946名、そのうち就職者は769名でそのうち建設関連業への就職は234名、そのほかは他の製造業へ就職している、明確に就職をしない者は家業つまり自営へ

の途に入った者と見てよく、卒業者の100%が目的の職場に就職していることを明らかにした。

次に最近の産業界から特に関心を持たれている中・高齢者の離転職者を対象とした能力再開発訓練課程は、二ヵ月ないし六ヵ月のごく短期間に技能修得を目指すもので、訓練科目としてはブロック建築科(大宮)、インテリアサービス科(飯能)表具科(川口、秩父)その他女子向けのトレース科(大宮)、経理事務科(東松山、川口、本庄)があり訓練期間はおおよそ六ヵ月で一角の技能を身につけ修了している。就職状況は概ね良好であるが今一つというところで業界の積極的採用が要望された。

なお、同課長は指導方針並びに問題点等にふれ、各訓練校とも実力本位の指導を行い就職時すぐに役立つことを目標に厳しい訓練を行っている関係から卒業後の追跡調査においても定着率はよく好評を得ていることなどが明らかにされた。また、将来課題として、社会的要請、業界のニーズに応えられる科目の設定を考慮しているが、費用や制度上に種々制約があつてなお問題を残している。要は学卒者の受け入れにかかつており、就職率の向上特に中・高齢者については特段の配慮が要請された。

次いで懇談質疑に入り、塗装工業会、建設大工工事業協会から昨年のこの席上、塗装工、型枠工

の養成を目的とする科目の設定を要望したことについて県側の意向を尋ねたのに対し、野中課長は新規科目の設定にはまず訓練に伴う諸施設、指導員の確保の問題があり、一定数の入学生の確保の見直しなどの問題があり早急な実現は困難であるとしながらも要望に添うよう検討したいと前向きな答弁があった。管工事業界からの同趣旨の要望が出ており、現在着工中の春日部高等職訓校が明年開校の予定で準備中である。また、川口、熊谷等の職訓校は開校して既に30年近く経過しており、校舎の老朽化とともに施設の改善に迫られ、県は中期計画に基づき順次校舎の新・改築を進めることになる。科目の新設等新規科目の設定は国庫補助の関係で定員等に制約があるので早急の対応はできないが、将来新・改築時には要望科目の開設等を併せ考慮していきたいと県の立場を説明した。

これに対し上記要望団体から技能工特に若年層の受け入れに他県の養成機関に頼っている実情が語られ特段の配慮が懇請された。

また、これに関連、県が問題視される指導員の確保、入学生の問題等は当該団体にて支援体制をもって協力方の申し入れも行った。

そのほか建設業及び関連業においては、企業の近代化、合理化に努めており、現場技術系、事務系とともに先進技能者の確保を図っており、最近普及のコンピューター導入もまたその傾向を強めているがこうした先端技術者の養成にも目を向けて貰いたいなど活発な意見交換があった。

最後に、学卒者の最近の傾向が話題になった。

平均的傾向として、休日特に週休二日制に関心を持つものの、全体としては本席前半に各学校長からの企業要望各事項による安心して働ける職場

を望んでいる。

建設業関連業は、擁える作業そのものが多職種による連整複合形体にある関係から、単一作業の製造業と異り、一定時間、一定作業という訳にはいかないのが常のようである。この点職場指導が大切で早く職場になじむよう特に対人関係における指導が強く望まれるとした学校側要望が強く出された。

(能力再開発訓練)

校名	訓練科	訓練期間	定員
大宮	電気工事科	1年	20人
	洋裁科	6月	20(40)
	ブロック建築科	"	5(25)
	トレース科	"	20(40)
	和文タイプ科	"	30(60)
	計		95(185)
飯能	木工科	6月	5(20)
	建築科	"	(10)
	インテリアサービス科	"	10(20)
	計		15(50)
東松山	電気工事科	1年	10
	経理事務科	6月	20
	計		30
熊谷	造園科	1年	20
	自動車運転科	2月	(10)
	計		20(30)
春日部	溶接科	6月	5(25)
	洋裁科	1年	10
	計		15(35)
川口	機械科	6月	(10)
	和裁科	1年	20
	表具科	6月	20
	経理事務科	"	(30)
	計		40(80)
川越	和文タイプ科	6月	20(40)
	計		20(40)
羽生	電気工事科	1年	10
	洋裁科	6月	20(40)
	計		30(50)
秩父	織機調整科	6月	10(20)
	表具科	"	10
	計		20(30)
本庄	板金科	1年	10
	経理事務科	6月	(30)
	計		10(40)
合 計			295(570)

※定員の()は年間延定員

(養成訓練)

校名	訓練科	訓練期間	定員
中央 (上尾市)	電気工事科	1年	30人
	自動車整備科	"	30
	冷凍空調科	"	20
	洋裁科	"	30
	建築科	"	30
	建築製図科	"	30
	経理事務科	"	30
	普通計		200
大宮	自動車整備科	1年	20
	(普通小計)		20
	建築科	1年	30
	(専修小計)		30
	計		50
飯能	インテリアサービス科	1年	20
	(普通小計)		20
	機械科	1年	40
	木工科	"	30
	(専修小計)		70
	計		90
東松山	電子機器科	1年	20
	(普通小計)		20
	電気機器科	1年	30
	電気工事科	"	30
	自動車整備科	"	30
	(専修小計)		90
	計		110
熊谷	機械科	1年	20
	自動車整備科	"	20
	機械製図科	"	20
	(普通小計)		60
	機械科	1年	30
	自動車整備科	"	20
建築科	"	30	
(専修小計)		80	
	計		140
春日部	溶接科	1年	20
	板金科	"	20
	自動車整備科	"	40
	洋裁科	"	30
	専修計		110
川口	機械科	1年	30
	専修計		30
川越	溶接科	1年	30
	板金科	"	30
	専修計		60
羽生	機械科	1年	30
	電気工事科	"	20
	専修計		50
秩父	機械科	1年	30
	電気機器科	"	30
	機械製図科	"	20
	専修計		80
本庄	溶接科	1年	20
	板金科	"	20
	電気機器科	"	20
	専修計		60
合 計	普通訓練課程		320
	専修訓練課程		660
	計		980

職業訓練に係る 生涯職業訓練奨励給付金 有給教育訓練休暇奨励給付金 認定訓練派遣等奨励給付金 制度の概要

制 度	受 給 可 能 な 事 業 主	受 給 可 能 な 額 等																																																						
生涯職業訓練促進給付金 <small>(新設)</small> 生涯職業訓練奨励給付金 有給教育訓練休暇奨励給付金	労働者に対して、次のような職業訓練を受けさせる事業主 ① 45歳以上の労働者の場合 ① 配置転換等により新たな職務に就かせるために必要な職業訓練 ② 専門職を養成するために必要な職業訓練 ③ 技術革新等に対応するために必要な職業訓練 ④ 定年退職後の再就職の円滑化等のために必要な職業訓練 ⑤ その他労働者の職業能力の開発向上のために必要な職業訓練 ② 40歳以上45歳未満の労働者の場合 ① ①のaからcまでの職業訓練 ③ 35歳以上40歳未満の労働者の場合 ① ①のaのうち、職業訓練法に定める能力再開発訓練の基準(期間6ヵ月。ただし、3ヵ月まで短縮できます。)に適合する職業訓練	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象となる経費</th> <th colspan="6">受 給 額 等</th> </tr> <tr> <th colspan="3">定年退職予定者</th> <th colspan="3">定年退職予定者以外の者</th> </tr> <tr> <th>大企業</th> <th>中小企業</th> <th>労働者1人当たり限度額等</th> <th>大企業</th> <th>中小企業</th> <th>労働者1人当たり限度額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 事業内で集合訓練を実施した場合の運営費</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">70,000円</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> </tr> <tr> <td>② 事業外の教育訓練施設へ派遣した場合の入学科及び受講料</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">100,000円</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 自己啓発に対する入学科及び受講料の援助費</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">100,000円</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> </tr> <tr> <td>④ 訓練受講期間中の賃金</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">150日 (日額 6,670円限度)</td> <td style="text-align: center;">1/4</td> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">150日 (日額 6,670円限度)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 定年退職予定者に対して支給する受講奨励金</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1日当り800円 (又は 580円)</td> <td style="text-align: center;">150日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる経費	受 給 額 等						定年退職予定者			定年退職予定者以外の者			大企業	中小企業	労働者1人当たり限度額等	大企業	中小企業	労働者1人当たり限度額等	① 事業内で集合訓練を実施した場合の運営費	1/3	1/2	70,000円	1/4	1/3	50,000円	② 事業外の教育訓練施設へ派遣した場合の入学科及び受講料	1/2	2/3	100,000円	1/4	1/3	50,000円	③ 自己啓発に対する入学科及び受講料の援助費	1/2	2/3	100,000円	1/4	1/3	50,000円	④ 訓練受講期間中の賃金	1/4	1/3	150日 (日額 6,670円限度)	1/4	1/3	150日 (日額 6,670円限度)	⑤ 定年退職予定者に対して支給する受講奨励金	1日当り800円 (又は 580円)		150日	—		
	対象となる経費	受 給 額 等																																																						
定年退職予定者				定年退職予定者以外の者																																																				
大企業		中小企業	労働者1人当たり限度額等	大企業	中小企業	労働者1人当たり限度額等																																																		
① 事業内で集合訓練を実施した場合の運営費	1/3	1/2	70,000円	1/4	1/3	50,000円																																																		
② 事業外の教育訓練施設へ派遣した場合の入学科及び受講料	1/2	2/3	100,000円	1/4	1/3	50,000円																																																		
③ 自己啓発に対する入学科及び受講料の援助費	1/2	2/3	100,000円	1/4	1/3	50,000円																																																		
④ 訓練受講期間中の賃金	1/4	1/3	150日 (日額 6,670円限度)	1/4	1/3	150日 (日額 6,670円限度)																																																		
⑤ 定年退職予定者に対して支給する受講奨励金	1日当り800円 (又は 580円)		150日	—																																																				
労働者の申出により、次のいずれにも該当する 有給教育訓練休暇 (労働基準法上の年次有給休暇は除きます。)を与える事業主 ① 有給教育訓練休暇の期間中、通常の賃金が支払われていること。 ② 休暇の日数が、1コースについて 10労働日以上 であること。 (但し、公共職業訓練施設が行う訓練の場合は10労働日未満でも対象) ◎ 受給の対象となる教育訓練 (1) 公共職業訓練施設が行う職業訓練 (2) 高等学校、大学又は高等専門学校が行う学校教育 (3) 各種学校等の行う教育であって、労働大臣が指定するもの。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象となる経費</th> <th colspan="2">受 給 額 等</th> </tr> <tr> <th>大企業</th> <th>労働者1人当たり限度額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 有給教育訓練期間中の賃金</td> <td style="text-align: center;">1/4 1/3</td> <td style="text-align: center;">45歳以上 150日 (日額 6,670円限度) 45歳未満 100日</td> </tr> <tr> <td>② 労働者に対して支給する受講奨励金</td> <td style="text-align: center;">1日当り800円</td> <td style="text-align: center;">45歳以上 150日 45歳未満 100日</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる経費	受 給 額 等		大企業	労働者1人当たり限度額等	① 有給教育訓練期間中の賃金	1/4 1/3	45歳以上 150日 (日額 6,670円限度) 45歳未満 100日	② 労働者に対して支給する受講奨励金	1日当り800円	45歳以上 150日 45歳未満 100日																																												
対象となる経費	受 給 額 等																																																							
	大企業	労働者1人当たり限度額等																																																						
① 有給教育訓練期間中の賃金	1/4 1/3	45歳以上 150日 (日額 6,670円限度) 45歳未満 100日																																																						
② 労働者に対して支給する受講奨励金	1日当り800円	45歳以上 150日 45歳未満 100日																																																						
認定訓練派遣等奨励給付金	雇用保険適用事業主 労働者に所定労働時間中に通常賃金の額以上を支払って、自社内又は自社外の認定職業訓練施設で行う職業訓練を受けさせる中小企業事業主。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象となる経費</th> <th colspan="2">受 給 額 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訓練受講期間中の賃金</td> <td style="text-align: center;">中小企業のみ</td> <td style="text-align: center;">日額の限度額6,670円</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる経費	受 給 額 等		訓練受講期間中の賃金	中小企業のみ	日額の限度額6,670円																																																
対象となる経費	受 給 額 等																																																							
訓練受講期間中の賃金	中小企業のみ	日額の限度額6,670円																																																						
備 考	中小企業主とは その資本の額若しくは出資の総額が1億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については1,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については3,000万円)を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業を主たる事業とする事業主については100人)を超えない事業主をいう。																																																							

職業訓練に係る給付金

受給のための手続

生涯職業訓練促進給付金

1. 事業内職業訓練計画の提出

—毎年6月末日です—

生涯職業訓練促進給付金（生涯職業訓練奨励給付金又は有給教育訓練休暇奨励給付金）の支給を受けようとする事業主は、事業内職業訓練計画を最寄りの県立職業訓練校を經由して県知事（職業訓練課）へ提出して下さい。

2. 受給のための申請書の提出

—毎年10月末日又は4月末日です—

上記1により受給の対象となった職業訓練又は有給教育訓練休暇のうち4月1日から9月末日までに終了したものについては10月1日から10月末日までに、10月1日から翌年3月末日までに終了したものについては4月1日から4月末日までに、生涯職業訓練促進給付金支給申請書を最寄りの県立職業訓練校を經由して県知事（職業訓練課）へ提出して下さい。

認定訓練派遣等奨励給付金

1. この給付金は事業内職業訓練計画の提出は不要です。

2. 受給のための申請書の提出

—毎年10月末日又は4月末日です—

受給の対象となる職業訓練で4月1日から9月末日までに終了したものについては10月1日から10月末日までに、10月1日から翌年3月末日までに終了したものについては4月1日から4月末日までに、認定訓練派遣等奨励給付金支給申請書を当該認定訓練施設を經由して県知事（職業訓練課）へ提出して下さい。

給付金制度の活用を！

本格的な高齢化社会へと移行する中で、我が国は今後とも絶えざる技術革新を進めて行くことが要請されています。このような変化の時代にあって、労働者の職業生活の安定充実と我が国産業企業の発展を図っていくためには、中高年齢者等の職業能力の開発向上とその活性化を図ることが極めて重要になっています。

このような必要に対応して、労働者に対する職業訓練の一層の充実を図るため、昭和57年度から新たに生涯職業訓練促進給付金制度を創設することになりました。

建 議

当連合会では本県建設産業の総合的な改善発達を図るため、各種の対策を講じているが、その一つとして、9月2日に正副会長が、県庁に関係各部長を訪れ「建設産業の指導育成を所掌する組織の充実を」また「県内業者の育成を」等について、知事あての文書を手交し陳情した。

建設産業の指導育成を所掌する 組織の充実について

陳情書

昭和57年9月2日

埼玉県知事 畑 和様

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
会長 齋藤 裕

平素当連合会の運営につきましては格別の御指導御援助を賜わり深く感謝申し上げます。

本県に於ける建設産業界は建設業、設計、測量業及び建設コンサルタント業、不動産業、建設資材業、建設資材輸送業等5万を超える事業者を有し、その就業者は30万人を数えるに至っておりますがその大部分は体質も脆弱で、社会的地位も低いのが実情であります。

今や建設産業界は景気の低迷と公共事業費の実質的目減りという悪条件に加え昨年来の社会的批判は、ますます厳しい環境下に業界をおく結果と

なりその対応に苦慮いたしておる次第であります。

もとよりこの逆境をのりこえるためには、企業の自助努力によることは当然であります。自ずから限界がありますので行政の強力な御指導に待つ以外、打解の方途はないと思われるのであります。

県御当局におかれましては、目下行財政の抜本的な改革にとりくまれ組織の見直しを行っておられるところでありますので、この際業界の実情をおくみとりいただき早急に建設産業を指導育成する組織を充実し、本県建設産業の振興に御力添え下されたくここに重ねて陳情いたします。

県内業者の育成について

陳情書

昭和57年9月2日

埼玉県知事 畑 和様

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
会長 齋藤 裕

本県建設産業の育成については、平素格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

世界経済の悪化に伴い我国においても、消費の低迷、民間設備投資の頭打ち、住宅投資の不振、輸出の伸び悩みなど急速に不況の色を強めつつあります。

一方財政の健全化と行政の簡素化政策が強力に進められており、公共投資は御高承のとおり三年連続伸び率ゼロに抑えられ業務の大半を公共事業

に依存しております業界にとっては、極めて厳しい局面に立たされております。

しかしながら国民生活に直結した社会資本の整備は国民的要望となっており、業界に与えられた社会的使命は誠に大きいものがあります。

本県建設産業界は御承知のとおり零細企業が多くこの逆境をのりこえるためには、経営の合理化健全化が大前提であり企業の自助努力によること極めて大であります。公共事業の抑制と民間設備投資の低迷は事業量の減少を招き厳しい受注難にさらされ経営はますます悪化する現状にあります。

つきましては県内業者育成について更に一層御高配を賜りたくお願い申し上げます。

この件につきましては昭和56年11月25日付をもって「建設関連の各種地場産業の育成について」陳情申し上げ、種々御配慮をいただいているところでありますが、県内工事は県内業者の手での強い念願でありますので建設業に限らず設計、測量業等に至るまで発注に当りましては、県内業者をより一層優先指名下さるよう重ねて陳情申し上げます。

建産連会館に係る不動産取得税の減免について

陳情書

昭和57年9月2日

埼玉県知事 畑 和様

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
会長 齋藤 裕
当連合会の運営については、日ごろ格別の御指

導、御援助を頂き、御陰をもちまして事業も順調に推移いたしておりますので、ここに深く感謝申し上げます。

一方、建産連会館及び建設労働者福祉センターの管理運営につきましては、会員一同積極的な利用促進と経費の節減に努め運営の効率化を図っておりますが、何分にも建設労働者福祉センターの管理運営を併せ行うという多様な業態でありますので、思わざる経費の負担を余儀なくされている次第であります。

なお、建設に当りましての多額にのぼる負債の返済は、十分承知の上とは言いながら仲々容易でない状況にあります。

つきましては、近く賦課される予定の不動産取得税については、特別の御高配を賜り、減免の措置を御取り下さいますようお願い申し上げます。

今更、申し上げますまでもございせんが、当建設産業団体連合会は建設省の推奨する団体としてまた県の強力な御指導により、各業種間の有機的な連絡協調体制を確立し、建設産業をとりまく環境改善とその総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立した団体であり、建産連会館の建設は建設省計画局の指導にもとづき建設業振興基金の助成対象事業として実施いたしましたものであります。

なお、昭和54年9月の定例県議会においては、育成団体として、当連合会の事業に対し、助成策を講じるよう御採択も頂いているところでありますので、事情御賢察の上、建産連会館に係る不動産取得税の減免方を御配慮下されたくここに陳情いたします。

社会的信頼の確保で 魅力ある士会を育成

—(社)埼玉建築士会—

社団法人・埼玉建築士会は、昭和27年10月建築士法に基づく団体として設立、310名の会員で発足した。爾来30有余年ひたむきな努力によって大きく成長、昨年10月8日大宮競輪場メインスタンドを会場に、埼玉県知事を始め各界多数を来賓に迎え盛大に創立30周年記念式典を挙行了した。

現在14支部、会員2,800名を擁する県内屈指の団体として生成発展を続けている。

設立の経緯と経過

昭和14年新しい建築界の胎動を目指す県下の建築技術者が相寄り「埼玉建友会」を結成し、建築技術の向上を図ることを目的に活動を開始したがこの団体の発祥といわれ、その後時代に沿って名称を埼玉建築技術協会、次いで埼玉建築文化協会、埼玉県建築書士会、埼玉県建築代理士会と改称、いわゆる戦前、戦中、戦後を通じて地域社会に貢献してきた。特に戦後の復興期における会員の活躍は目覚しく、果たした役割は今日なお高く評価されている。

昭和25年建築基準法の施行に伴い建築士法が制定され、社会的に建築士が位置づけられることと

なり、全国都道府県に士法に基づく組織化の気運が高まった。本県においても上述の埼玉建友会の流れをくむ団体が組織母体となって設立準備に着手、昭和27年10月組織名称を社団法人・埼玉建築士会として新発足した。

爾来、設立の趣旨を忠実に守り、派生する諸問題を克服しつつ成長発展して今日に至った。

発足以来、新都市計画法の制定、建築基準法の改正、農地法その他関係法令の改正等が相次いだがその都度適切な対応に努める一方、建築確認をはじめ関係届書、申請書などの様式用紙を整備し頒布を通じ県建築行政に協力してきた。

運営の概要

現在機構のうえの本部役員は、会長1名、副会長4名、常任理事15名、会計理事2名のほか理事54名、監事4名をもって構成し会務を執行、また、県下に14支部〈浦和、大宮、川口、中央北（上尾桶川、北本など）、県南（朝霞、志木、新座、和光）、入間第一（川越、狭山、所沢、富士見など）、入間第二（飯能、入間など）、比企、秩父、児玉、大里、北埼玉、杉戸、越谷〉を設置し、支部長のもとに支部活動を展開している。そのほか年度事業計画の推進に総務、業務、研究指導及び青年の四部会を設け、各部長に常任理事をあてそれぞれ分掌し執行の衝に当ることとしている。ちなみに昭和57年度事業計画に伴う各部の分掌事項は、大要次のとおりである。

▶**総務部**＝会員の拡充強化策のほか、対官庁事項、関連団体の対応、支部活動の助成、会員の福利厚生並びに親睦を図るための諸行事の実施、会員表彰、会誌・広報誌の発行など主に庶務、広報

に関する事項。

▶**業務部**＝関係諸用紙類の頒布、一級、二級建築士試験準備講習の実施、法令等の説明会、その他建物の研究、見学会の実施など主に会員向けの指導、啓蒙事業に関する事項。

▶**研究指導部**＝関係法令の研究、普及および指導、関係官庁との定例打合せ並びに意見交換会の実施、標準報酬額表の策定および研究、その他実務研修及び指導等のほか、会員向けの法律相談などで主に実務に関する事項。

▶**青年部**＝若手会員を対象にした研究、研修事業を通じて意識の高揚に資する諸事業。

また、関東甲信越建築士ブロック会並びに(社)日本建築士会連合会を上部団体として交流するほか当建産連、(財)埼玉県建築住宅安全協会の構成員として協調体制にある。一方行政面においては一、二級建築士受験申込み受付及び学科試験業務に協力するほか、コンクリートブロック塀等安全対策協議会活動に参加、違反建築、違反宅造をなくして住みよい街づくり運動には主唱者として先導的役割を果たしている。

組織活動の現状と課題

活動の中核的理念は定款第二条（目的）に明記のとおり、建築士法及び関連法令を尊重することは勿論、建築士の社会的使命を深く自覚し、技術の練磨につとめ誠意をもって業務を遂行し、社会の期待に応えかつ信頼を高めるための事業を推進し、日常の活動に反映せしめる一方、会員相互の親睦を深め共存共栄の実をあげることを組織活動の中心にあげている。

その一環として実施しているものに「違反建築、

違反宅造をなくし住みよい街づくり運動」の実践があげられる。

この運動は、わが国経済の高度成長期に入った昭和42年以来実に20有6年毎年実施され多大の成果とともに社会的に高く評価されてきた。運動の狙いは呼び名の通り無秩序な開発、法令にもとるいわゆる違反建築、宅造の根絶にあり、そのため関係者の自覚を促すとともに一般需要者層にも違反行為そのものの理解を高めるための一種の啓蒙が主眼であって、行政庁による違反事実の摘発などは次元の異ったものと解すべきものとされる。しかし毎年実施するこの運動期間においてかなりの違反事実が発見され、それ相応の処罰があるのも否めぬ事実である。この運動の提唱者である当士会としてはその事態を謙虚に受けとめ都度反省会を開いて対処している。なれど最近の違反傾向は大半が県外参入業者に多いとされるが、信頼保持のためにも“よそ者”として看過し得ないのが当士会のなやみとなっているといわれる。

さて、この運動は県及び特定行政庁と当士会が主催者となり、埼玉県建設業協会など関係10団体が協賛し、毎年10月全県的に実施され、本年も10月11日から20日までの10日間実施の予定である。なお、この運動は当士会が全国に先がけ実施、次第に全国的に普及したことをここに銘記して置く。

次に当士会が抱える当面の課題は、第一に建築士法の改正である。同法は制定以来部分改正が行われてきたが、最近の社会情勢、経済環境の変化は抜本的改正が望まれている。関連法令とともに現在中央で審議されているが、建築士の社会的地位の確立を“業務報酬”の面からも明確な位置づけが必要だとして関係者の理解を求めている。

次は建築士会を強制会とし、会員が本来の使命を深く自覚し、技術の練磨につとめ、建築文化の向上に努め社会の信頼をより一層高める自助努力を求めたい。

次に建築基準法第一条を満足いたすために建築確認申請を要する図書は総て、建築士の作成を証する署名をもってするとされたい。

次に、建設省の指導により本年度設立予定の財団法人・建築技術教育普及センターで行う一級建築士試験業務協力については、今後の推移を見守りつつ内部組織の確立を図りたい。

最後に、会員の拡大増強は年度事業の筆頭に掲げているが、昭和60年までに会員数3,000名以上の参入に努め、魅力ある士会を念願して会員の総力を結集したいとする会長要望があった。

(文責 W)



指導的地位の 確立が課題

—埼玉県道路標識標示業協会—

埼玉県道路標識標示業協会は、昭和53年に県内道路標識・標示等交通安全施設を施工する専門業者の組織体として設立され、現在8社をもって構成している。

戦後、荒廃した国土の復興は道路の整備を優先に年次整備計画が策定され現在その九期五ヵ年計画下にあり、投下した額は50～60兆円、幹線国道は80%が改良ほぼ全線が舗装済み、これと軌を一つにして地方道の整備もまた着々として進行している。また産業交通の大動脈である高速道路も今日総延長5,000軒を突破し、先進欧米諸国に比して遜色のないまでに至っている。

道路網の改良、整備と相俟って交通量は累増の一途を辿っているが、その安全を確保するための施設もまた欠かせ得ぬものである。走行帯を確保するための区画線をはじめ、各種の規制、誘導の標識は走行するドライバーにとって必須のものとなっている。

ここに紹介する業界はこうした道路交通の安全を確保する施設の担い手として必然的にうまれた業種である。近年これまで土木建設業の従属的立場から専門工事業として成長するにおよび組織化

が図られ、多様化する施工方式に対応する専門技術を必要とされる。

かかる時代的背景のもとに誕生したのがこの団体である。

埼玉県道路標識標示業協会設立趣旨に——会員相互の親睦をはかり、道路標識・区画線及び交通安全施設に関する研究開発並びに技術の向上を通じて、安全かつ円滑な道路交通の確保に資し……と謳って、最後に——公共の福祉に寄与することを目的とすると結んでいる。

現在会員はいずれも県下に活躍する中堅クラスで、会長は2年交替の輪番制をとり全会員が役員として民主的運営に当たっている。

なお、傘下の会員中には一般交通安全施設のほか路面安全のための特殊工事であるすべり止め舗装、カラー舗装、路面塗装などのほか、防護柵設置工事、照明灯設置工事等の関連分野まで施工範囲を拡大し業績を挙げている。

設立後の経過と組織活動

協会発足時の昭和53年は、本県下の交通事故による死亡件数が全国一という忌わしい事態となったことから、埼玉県警察本部は非常事態宣言を発し交通事故防止県民運動を展開したが、この協会は積極的にこの運動に参加、会員総勢80名にて交通安全パレードを実施、職場を挙げて協力したことが契機となって県関係当局との協力体制が固った。以後年1～2回の研修会には県警本部又は県関係課の指導を仰ぐこととなり、関係法令や現場施工に関する講義を受けるなど技術面の向上にも多大の効果を収め得た。

次いで組織活動は、月例役員会のほか毎月幹事会（全会員参加）を開いて当面する問題を協議して日常の活動に反映させている。

活動の基本は、会員の和を第一に相互親睦、相互技術の向上に置いて、次の事項を実践している

●**県内業者育成の推進**＝発注当局の理解を求め企業の安定化を図る。

●**各種研究研修会の開催**＝関係法令の周知を図るための研修会のほか交通安全施設に関する研究開発を目的とした研究会、技術向上に関する研修会の実施。

●**資・器材に対する研究**＝関連資材メーカーを囲んで関係資・器材についての勉強会の実施

などで常に発注官署の期待に応えられる体制を整えることに向けられている。

次に組織が持つ課題としては、まず非会員との相互協力があげられた。それはこの業界が営む作業（工事）は比較的小規模のものが多く、従って従事する業者の小規模群立は避けられない。現に県下には県外業者を含めて40社ほどが活動してい

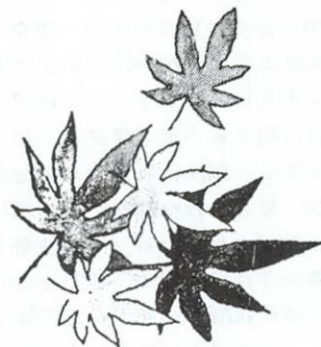
るといわれる。

地位の向上を目指し結成されたこの協会も発足して日が浅いため多くの非会員との相互協力が欠かせぬものとなっている。

この業種の将来展望を行った場合、この業界が円満な発展をとげるためにはこの協会が名実ともにこの業界の中核団体として成長し、業界の指導的立場の確立が望まれるのである。 (W)

埼玉県道路標識標示業協会

会長	阿野昭三郎（ライン企画工業㈱）
副会長	中村整司（扶桑工業㈱）
常任幹事	小川時男（埼玉産業㈱）
同	深井 進（㈱交設）
同	栗原 茂（昭和工業㈱）
会計	関根時治（埼玉ライナー㈱）
監査	松沢正治（川口塗装㈱）
同	谷路 進（中央道路標識㈱）
事務局	与野市上峰551-3



新時代に即応 共同事業に取り組む

—埼玉県コンクリート製品協同組合—

埼玉県コンクリート製品協同組合は、昭和49年に中小企業協同組合法に基づく事業組合として設立され、事務所を浦和市常盤3-23-8に置き、組合員17社で発足した。

発足時の昭和49年はいわゆるオイルショック直後の経済混乱期に当たり、総需要抑制のあおりを受け建設業界は不振の極にあった。建設業界と密接な関係にあるコンクリート二次製品業界にとってまさに苦難の時期であった。セメントをはじめ主要資材は極度に払底厳しい情勢におかれた。こうした苦境を打開するため当時全国的に組織化の機運が高まり、本県においても当時業界の中核をなした有力17社によって企業体質の改善、需要の拡大、新製品の開発とともに受注体制の確立を目指し組織化が図られた。

組合設立後新たに12社が加わり全県の組織にまで発展、その後着実に体制を整え隣接県の同種組合と交流を深めつつ、関東地区ブロックや全国組織などとの協調を図りながら体制の強化を図る一方、時代の進運に従い昭和55年春から一部共販制を導入、品質管理、価格の維持に努め市場の拡大に併せ需要層の信頼の確保に当たった。

また、同年念願の組合事務所を兼ねた組合会館(写真)を上尾市本町地内に建設、五月各界関係者を迎え盛大な竣工披露を行った。この会館は全会

員が独自の資金を積立て共有の資産として建設した文字通り組織活動の拠点としたのである。

組合運営の概要

次に同組合が現在実施している運営体系並びに事業活動に目を転ずると、まず中核となる執行体制は、正・副理事長及び専務理事によるいわゆる三役会と、理事11名による理事会があって組合方針の決定等運営の全般を掌理する。

このほか事業等の具体的事項の協議機関として営業、生産、企画開発、共同購買、渉外、技術、厚生七委員会を設けている。この委員会構成メンバーは全組合員がいずれかに所属し、直接組合活動に参加する仕組みになっている。

組合活動は、発足以来毎事業年度(7月～翌年6月)当初に基本方針を策定し、それに沿って具体化を図る定めで本年度は第九期にあたり、次の四つの柱を樹てた。即ち、①営業活動の安定と定着②共同経済活動の推進③新活路開拓④分業化の推進である。

なおその具体化には前記の七委員会に任せ細目実施に移すこととしている。ちなみに委員会が定めた本年度実施項目は、次のとおりである。

▶**営業委員会**＝厳しい経済環境の中で「真」の組合相互の結束を図り、もって共存共栄の実をあげるために営業部会、営業責任者会議、同研修会などを行い実効ある活動を展開する。

▶**生産委員会**＝政府は厳しい財政事情の下に公共事業予算マイナスシーリングを打出している。そのために需要の低迷は避け難い。このような状況下において生産活動の効率を高めるため、本年度は生産及び在庫の実態把握とともに、生産製品

の内容分析を行いより生産効率を計るため①生産実態の把握②在庫の状況把握③主要資材の市況調査の実施等実行。

▶**企画開発委員会**＝まず活路開拓調査事業の一環として、本年度は①新製品の開発②業界の構造的再編成③将来展望についての講演会の開催等を前年度以来の継続事業として実施するほか、市場の安定化を図るためアウトサイダー業者との話し合いの場を持つ、また、提出する試験成績書の書式統一について関係官庁要望を行う。

▶**共同購買委員会**＝資材共同購入の強化と購入品の品質管理の強化を図る。

▶**渉外委員会**＝公共事業の低迷により製品市況が変動しておることからこの動向の把握と関係機関に対し適正安定化を働きかける。

▶**技術委員会**＝県が実施する工場立入り審査に関する報告会、各社の特定製品に対する検討会、その他の技術指導研修会、関係資料の作成及び活



路開拓事業推進への参画などを行う。

▶厚生委員会＝組合員間の親睦厚生事業の推進。

以上の委員会活動項目の積極的実施により当面の諸懸案の打開に当ることになっている。

なお、組合事務局には女子職員2名が配置され組合の日常業務を適正かつ迅速に処理されており組合活動の側面を支えている。

求められる地場産業の育成

建設業と密接な関係にあるこの業界は、昨今の公共事業の抑制をモロに受け、受注競争の激化に加え隣接都県業者の参入等により厳しい状況下におかれている。先行き公共工事量の減少などから今後さらに厳しい事態となることが予測されることから、需要層の格別の理解を求めている。一面生産の飽和状態にあることも見逃し得ない現実となっており、今後益々組織による対応が重要課題となっている。このため、現在この組合が実施している各種事業の強化充実は勿論、活路開拓に見られる事業の多角化、協業化を含めた企業の合理化に真剣に取り組む姿勢が今回のルポでかえまみられた。組合員一丸としたひたむきな努力に敬意を表し本稿を結ぶことにする。(文責 W)

埼玉県コンクリート製品協同組合(上尾市本町1-5-20)

▶理事長・内海勝正 ▶副理事長・小林省吾

▶専務理事・日下銹二 現在組合員 28社

環境浄化の 一翼を担う

社団法人 埼玉県浄化槽協会

社団法人・埼玉県浄化槽協会は昭和51年11月、浄化槽関連の製造、施工、維持管理(保守点検)、清掃の四業界の集合体として設立され、事務所を浦和市高砂4-2-4鈴木ビルに置いて会員数、751社で発足した。

設立の経緯と経過

発足するにあたって、四つの異なる業界をどうまとめていくかが大きな課題であったが、各業界の基盤団体である埼玉県水処理工業会、埼玉県管工事工業連合会、埼玉県浄化槽維持管理協会、埼玉県清掃連合会の協力を得て、浄化槽放流水の水質保全という目的に向って一丸となり組織づくりに成功した。その後業界全国組織である(社)全国浄化槽団体連合会に加盟し基盤固めを図る一方、斯業を通じて地域社会に貢献している。現在会員数は907社である。

執行体制と運営

協会の執行体制はこの協会の組織母体となった四団体をそのまま踏襲して、製造、施工、維持管理及び清掃の四部会を設け事業活動推進の中核として位置づけている。会務執行上の役員は、理事長1名、副理事長3名、常務理事4名を含む23名及び監事3名で構成され、毎月1回定例理事会

を開催することになっている。

また総務、経理、企画、技術、保証、編集の六委員会を設け協会運営の一翼として、各分野から事業推進の適正化を図っている。

事務局は、局長ほか職員3名(男子1名、女子2名)によって、「し尿浄化槽に関する調書」、「し尿浄化槽保守点検カード、清掃カード」の発行、機関紙「埼玉浄化槽ニュース」の発行、各種講習会の開催、その他理事会議決事項の事務処理、各種会議の運営事務、対外折衝等を行っている。

浄化槽は国民生活の向上に伴い「トイレの水洗化」を推進し、公共下水道計画が着々と進行されつつあるとはいいいながら、一部の市街地を除いて



浄化槽の性能を保証した協会認定のステッカーで、当該浄化槽に貼付する。

(外側 円部は赤色、中のリングは黄色、中心の円は緑色に区分彩色される。)

は、先行きなお浄化槽に依存していかなければならない現況にあって一般文化生活への果す役割は依然として続くと考えられている。

また浄化槽は生活水準の向上につれ、その機能に対する認識が深まり、清潔で快適な生活環境への改善と、公衆衛生の向上を図るための、衛生施設として急速に普及しつつある。しかし、この浄化槽が構造基準に定められた機能を維持し、所定の水質を確保するためには専門業者による完全な施工と適正な維持管理が必須の要件である。この協会はこうした要件を満たすことによって消費者からのクレームの排除と信頼の確保のため会員が一体となって関係技術の向上のための調査研究、正確な施工と適正な維持管理の徹底に努める一方一般ユーザーに対する正しい知識の啓蒙もまた大切な事業部門としている。

ちなみにこの協会の57年度事業計画の柱とした項目は、次のとおりである。

▶**啓蒙普及事業**＝県下の各市町村、地域団体等に対して、浄化槽の構造機能の知識と正しい使用方法を啓蒙普及するための講習会の実施、ポスターの配布その他広報資料の作成配布を行う。

▶**快適な環境づくり運動強調期間行事に参加**＝首題の行事等に卒先参加、また県内各地のし尿浄化槽の点検パトロールの実施。

▶**し尿浄化槽の実態調査**＝県の委託を受け選定された市町村において5,000基の浄化槽の点検パトロールの実施。

▶**し尿浄化槽技術者認定講習会の実施**＝浄化槽施工士講習及び補修教育の実施、浄化槽維持管理者資格講習の開催。

▶**し尿浄化槽研究事業**＝浄化槽の技術研究並び

に技術研修会の開催。

▶**機関紙「埼玉浄化槽ニュース」の発刊**＝年間3～4回、発行部数2,600部。

▶**巡回指導車による浄化槽の相談指導**＝パトロールの実施と市町村、保健所との連絡。

▶**全浄連、同関東ブロック協議会の行う事業への参加**＝浄化槽法の成立、施行に伴う活動、普及事業に対する各関係機関との提携実施。

▶**現地研修への参加**＝関東、東北、東海及び四国の四ブロック共催の四国地区現地研修（関係省庁、県関係者出席）への参加。

▶**埼玉建産連が行う事業への参加**。

▶**し尿浄化槽定期検査への協力**＝国指定の検査機関である、(社)埼玉県環境検査研究協会の行う定期検査への協力と、情報交換等の実施。

抱える問題と課題

浄化槽は、製造・施工されてから放流水が河川に至るまでの間、条件の異なる過程を経るため、指導監督にあたる省庁は、建設、厚生、環境と担当分野がそれぞれ異り、行政の一本化が成されていないということから対応に難しさがあり、かつ、法令等に違法製造、違法設置、無管理等に対する罰則規定がないため、多くアウトサイダー業者によるそれらの違法、違反行為が跡を絶たないのが実情で、その対策に苦慮するのみならず業界全般の社会的信用を失墜する結果ともなっている。

現在県内に設置されている浄化槽の正確な基数の把握は困難ではあるが、推計で30万基（届出済約20万基）以上と見られ、その設置数中の過半は無管理の状態にあると想定している。この協会はその対策として、点検パトロールによる実態調査

を実施し、一般使用者に対する指導を行うとともに苦情相談等を受けて成果をあげてきたが、年々増え続ける設置に手が回りかねるとというのが現状で、アウトサイダー業界を含めて無届け設置、無管理浄化槽の根絶を図るという業界モラルの高揚と、行政面の積極介入による指導を求めることに打開が課題としている。

なお、この違法、違反防止策として建築設計及び建築業界の理解と協力が不可欠ともされているつまり、建物等の設計に浄化槽の設置の有無を明記されたいこと、次に建築業界においては設置された浄化槽の維持管理方法及び費用として支出する金額の周知を図って貰うことである。設計に明確にされることによって無届け設置の防止となり建築業者の使用助言により適正な維持管理が可能になるとして両業界の協力を強く求めているのである。（文責 W）

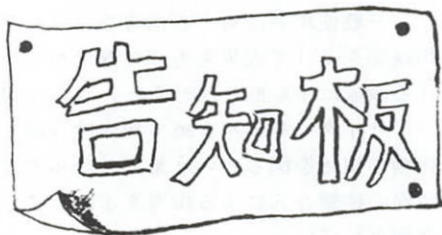
(社)埼玉県浄化槽協会の現況

●現在会員数 907社

〈内訳〉製造部会 40社、施工部会 654社、維持管理部会 114社、清掃部会 99社

▶理事長 石塚 清 ▶副理事長 青木 透

▶同 築達正人 ▶同加藤公明 ▶事務局長 飯島 恂



知っておきたい

「印紙税」のあらまし

私共が社会生活を営む中で金銭や物的の受授がつきまといますが、このような受授が文書の形で行われた場合その内容によって「印紙税」の納付が義務づけられております。

「契約書」「手形」「委任状」「領収証」などが最も身近なもので、このほかそれらに類する沢山の文書があります。これらの文書に文書を作った人が定められた金額の収入印紙をはりつけ、これに消印をして納めるのが印紙税という税金であります。

印紙税のかかる文書には、同じ種類の文書であっても、その文書に記載されている金額によって納める印紙税の税額が異なるものがありますから、文書をつくる際には間違いのないようよく注意したいものです。

会員である多くの企業にあってはそれぞれ専門の職員なり、場合によっては文書作成の専門業者

に依頼されておりますので、今更のごとく申し述べることはないとも考えられますが、常識として知っていただく意味から関係のものを抜萃の形で採録しました。

なお、末尾に掲げました「工事請負変更契約書の印紙税」についての一文は、先般特に建設業関係者のため浦和税務署の広報担当者から寄せられたもので、工事請負契約の変更等の場合の契約書で、元契約書に記載した金額と合算額を記載したため本来納付すべき額を大きく上回った税金（収入印紙）を支払うといういわば「二重払い」を回避するため特に注意を喚起する意図で提示されたこととお断りしておきます。(W)

契約書とは

「不動産の譲渡に関する契約書」、「消費貸借に関する契約書」、「請負に関する契約書」などの契約書とは、契約をする人が、契約の成立したことを明らかにするために作る文書をいいます。また、既に成立している契約の内容を変更したり、新たな内容を追加したことを明らかにするためにつくる文書や、本契約を結ぶ前にあらかじめつくる予約の契約書（仮契約書）も含まれます。

なお、次の事柄に注意してください。

▶ 契約する一方の人だけが署名、押印したものなども含まれます。

▶ 同じ契約書を何通もつくる場合には、その全部に印紙税がかかります。

▶ 「仮契約書」「仮領収書」にも印紙税がかかります。

▶ 「写」「副本」「謄本」などにも印紙税がかかるものがあります。

▶ 申込書、注文書、依頼書でも見積書などに基いて作られるものは、印紙税がかかります。

印紙税誤納のときは

印紙税のかからない文書を印紙税のかかる文書と誤って収入印紙をはってしまったり、印紙税として定められた金額以上の収入印紙を文書にはってしまった場合には、その文書を所轄の税務署に持参し、一定の手続きをとることによって還付を受けることができます。

印紙税を納付しなかったときは

印紙税のかかる文書を作った人が、印紙税を納めなかったときは、たとえ印紙税がかかることを知らなかったり、収入印紙をはり忘れた場合であっても、納めなかった印紙税の額の3倍（調査を受ける前に自主的に不納付を申出たときは1.1倍）の過怠金が課税されます。また、文書にはった収入印紙に消印をしなかったときは、その消印のなかった収入印紙の額と同じ金額の過怠税が課税されますので、はり忘れなどのないよう十分注意すべきです。

なお、課税文書に当るかどうかを尋ねるときは文書（又は写）を税務署に持参し説明を求められるとよい。

「工事請負変更契約書の印紙税」について

工事請負変更契約書は、印紙税上請負に関する契約書に該当し、記載金額に応じて所定の収入印紙を貼付することとなっています。

この場合の記載金額は、次のとおりとなりますから誤りのないよう注意して下さい。

会員 人事往来

- ①変更後の金額100万円と記載したもの——
記載金額は100万円。
- ②当初金額100万円を10万円増額と記載したもの——記載金額110万円。
- ③当初金額100万円を10万円減額と記載したもの——記載金額90万円。
- ④変更金額（10万円増又は20万円減など）だけを記載したもの——記載金額10万円又は20万円。
- ⑤変更金額0円と記載したもの——金額記載のないもの（印紙税200円）。

なお、当該契約書には増・減額しか記載されない場合であっても、添付されている「内訳書」又は「明細書」等に変更後の総金額が記載されているときは、その変更後の金額が記載金額となります。

以上



①社団法人埼玉県建設業協会
②副会長 ③伊田勘三郎（57才）
④東松山市松本町2-1-1 ⑤建設大臣表彰 ⑥
昭和57年7月13日

⑦多年にわたり建設業の振興に尽力され、公共福祉の増進に多大の貢献をされた。



①社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 ②常任相談役 ③小澤清（69才） ④和光市本町5-30 ⑤建設大臣表彰 ⑥昭和57年7月13日

⑦多年にわたり団体の要職をつとめ業界の刷新と健全な発展に寄与した。



①社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 ②相談役 ③野口正次（69才） ④越谷市神明町1-1 ⑤建設大臣表彰 ⑥昭和57年7月13日

⑦多年にわたり団体の要職をつとめ業界の刷新と健全な発展に寄与した。



①社団法人日本塗装工業会埼玉県支部 ②理事 ③松澤正治（69才） ④川口市大字芝4375の3 ⑤建設大臣表彰 ⑥昭和57年7月13日

⑦多年にわたり塗装専門工事業を通して建設業の発展に尽力した。

理事会・委員会便り

昭和57年第2回理事会 昭和57年6月29日開催

議事事項

1. 委員会規定の改正について

委員会規定の改正について説明し、原案（別掲参照）どおり全員の承認を得た。

2. 委員会構成について

委員会構成（別掲参照）について全員の承認を得た。

なお、埼玉県建設業健康保険組合並びに埼玉県建設業厚生年金基金から、今後推せんされる評議員の所属する委員会については会長に一任することに決定した。

3. 会員の拡充強化について

正会員

建設産業に関連する団体を調査した結果、正会員として懲憑してもよいと思われる団体は、8団体あることを説明したのち、加入促進については総務委員会において審議のうえ、実施することに決定した。

なお、各団体から「正会員として加入を適当と思われる団体を推せん」することとした。

賛助会員

賛助会員の加入を推進することとし各団体から推せんすること。

会費は一口10万円とし一口以上とすること。

加入手続方法等については総務委員会で協議することに決定した。

なお、各団体へ加入申込書を配布することとした。

4. 建議について

安藤副会長から「県立工業高校に設備工業科を設置されたい」旨の陳情請願を6月4日埼玉県教育長に、6月16日埼玉県議会議長に行ったことを報告したのち、今後の予定として建設大学の新設について総務委員会で審議した上陳情することを説明し、全員の了承を得た。

5. 広報活動について

小山副会長から建産連ニュース第13号を6月25日発刊したことを報告するとともに、今後も各種広報活動を実施することを説明し、全員の了承を得た。

6. 職業高校及び訓練校との連絡調整会議の開催について

川副会長から5月11日県立工業、農業科高校との連絡調整会議を開催したことを説明し、全員の了承を得た。

7. 研修事業について

荒井事務局長から6月18日埼玉県立博物館において研修会を開催したことを報告し、今後の予定として成人病予防に関する研修会、経營業務管理責任者講習会、一般教養の講演会を開催することを説明し、全員の了承を得た。

8. 会館の管理運営について

現在までのセンター利用状況ならびに電気、ガス、水道の使用状況について報告し、更にセンターの利用率向上について今後もより一層協力を依頼するとともに省エネについて推進することとした。

広報委員会 昭和57年6月2日開催

建産連ニュース13号の編纂、14号の発行等について協議した。

労務資材委員会 昭和57年7月6日開催

正副委員長の選出、本年度事業の実施等について協議した。

広報委員会 昭和57年7月22日開催

委員会構成、正副委員長の選出、本年度事業の実施、建産連ニュース14号の編纂、ポスターの募集について協議した。

総務委員会 昭和57年7月26日開催

委員会構成、正副委員長の選出、本年度事業の実施、建議、会員の拡充強化等について協議した。

管理運営委員会 昭和57年7月30日開催

正副委員長の選出、建産連会館の表示登記、センター和室の間仕切改造、センターの利用状況、光熱水費の節減、駐車場の確保等について協議した。

研修指導委員会 昭和57年8月12日開催

委員会構成、正副委員長の選出、本年度事業の実施等について協議した。

委員会及び委員会構成

❖委員会規定抜萃

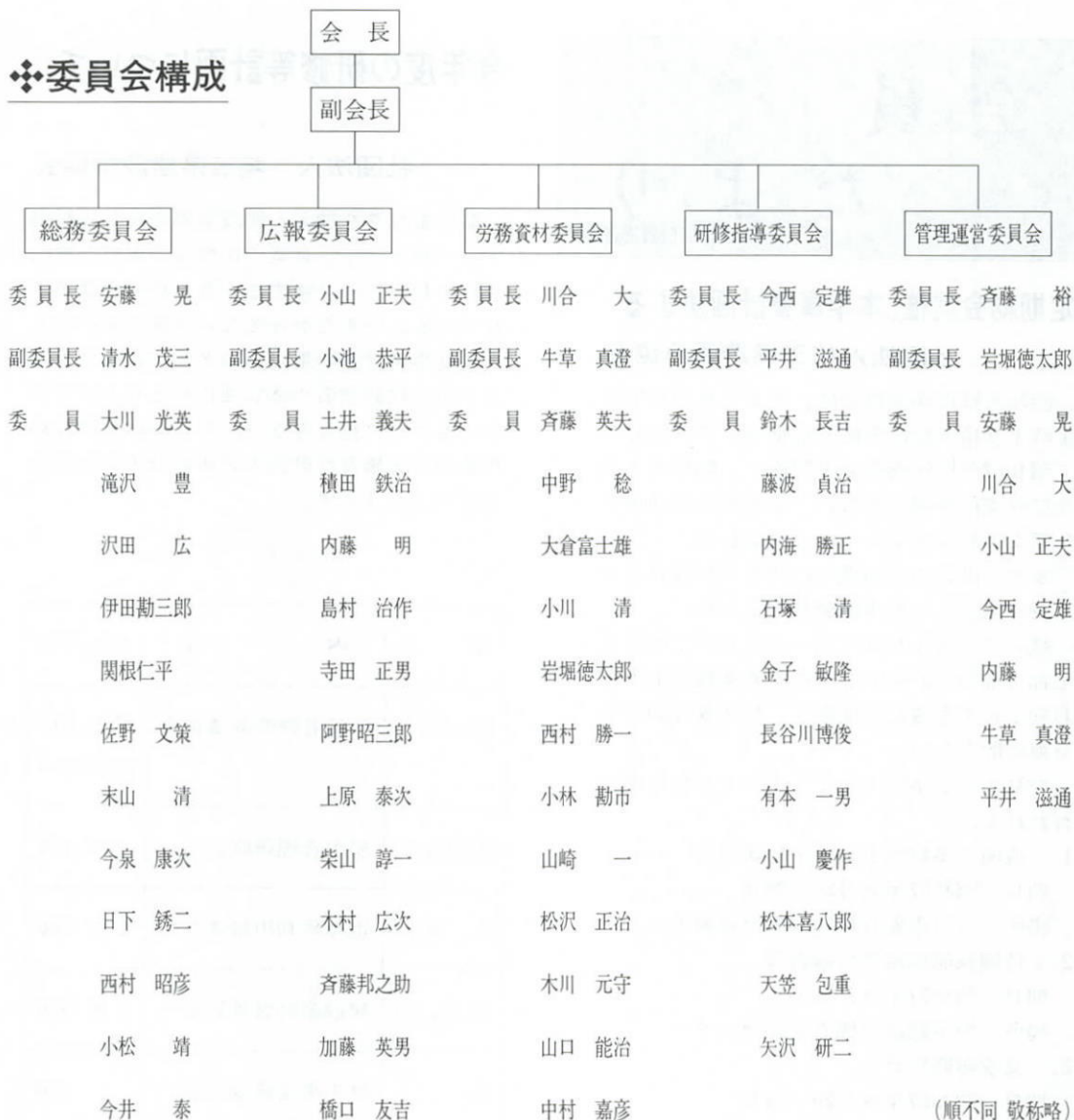
目的

委員会は、建設産業の健全な発展を促進するため、関係諸事項を調査研究し、その結果を会長に報告すると共に、本連合会事業の適正な推進を図ることを目的とする。

委員会別分担事項

1. 総務委員会
 - 機構、組織、財務に関すること。
 - 建設産業に関する法令、諸制度に関すること。
 - 業界間の事業調整に関すること。
 - その他本連合会の運営に関すること。
2. 広報委員会
 - 啓蒙宣伝に関すること。
 - 情報の収集及び提供に関すること。
3. 労務資材委員会
 - 建設資材の確保に関すること。
 - 建設産業従事者の確保ならびに雇用改善に関すること。
 - 建設産業従事者の福利厚生ならびに安全に関すること。
4. 研修指導委員会
 - 企業体質の強化改善に関すること。
 - 経営合理化に関すること。
 - 工法技術の進歩向上に関すること。
 - 税務に関すること。
 - 講演会、研修会に関すること。
5. 管理運営委員会
 - 建産連合会館及びセンターの管理運営に関すること。

❖委員会構成



会 員

だより

(順不同)

定期総会開催、本年事業計画決まる

社団法人埼玉県造園業協会

(社)埼玉県造園業協会は、さる7月30日午後1時より埼玉建設労働者福祉センターにおいて昭和57年度定期総会を開催し、56年度事業及び収支決算報告を行い、57年度事業計画及び収支予算案を全会一致で決定した。

また、役員任期満了に伴ない新役員及び三役を選出し、無事総会を終了した。

続いて午後4時よりホールにおいて柏原住宅都市部長(知事の代理)を始め多数の来賓をお迎えして懇親会を開催し、午後6時30分盛會裡に散会した。

今夏の協会事業として、次のような行事が行われる。

1. 造園工事技術者試験学科講習会

期日 昭和57年8月24～26日

場所 川口市安行植物取引所造園センター

2. 造園技能検定学科講習会

期日 昭和57年9月2日

場所 埼玉建設労働者福祉センター

3. 夏季研修旅行

期日 昭和57年8月26～27日

場所 栃木県那須温泉

今年度の研修等計画について

社団法人 埼玉県建設業協会

益々厳しさを加える建設業界の現状に対処する一助として、企業の採算性の重視と質的改善にむけてのたゆまざる努力が強く要請されている。いまだかつてない試練の年を迎え本年度事業計画の重点事項として自助努力による中小建設業者の体質強化をとり上げているのもこれに他ならない。その具体化のため当協会が実施及び計画中の研修会等の内容は下記のとおりです。

記

期 日	内 容	参加者数
6/14～6/19	経営者幹部等講習会	幹部 217 所長等 386
7/2、7/6、7/10 上旬	雇用管理研修会	3回 192
4/22、9/中旬	電算機利用研究会	2回 200
7/6、7/18、7/30	建設業経営講習会	3回 550
7/23	県工事实務講習会	550

期 日	内 容	参加者数
8/20	建設機械の運営管理と経費積算講習会	100 ^人
8/	建設業の社員基礎研修講座	150 ^人
10/4～10/6	経理事務講習会(初級)	100 ^人
10/15～10/16	” (中級)	100 ^人
10/27～10/28	” (上級)	50 ^人
9/下旬	技術講習会(新基礎工法、新材料に関し)	100 ^人
11/下旬	建設工事積算実務講習会	100 ^人
2/中旬	講演会	200 ^人
4/20～3/下旬	車両系建設機械運転技能講習会	140 ^人
4/21～3/下旬	移動式クレーン運転技能講習会	40 ^人

57年度 前払金保証実績 (4月～6月末)

東日本建設業保証(株)埼玉営業所

当営業所の昭和57年度、第1四半期の前払金保証実績は、国、公社、公団、市町村においては、件数、保証金額共に若干増となりましたが、県、地方公社においては件数で24%、請負金額で44%の減少となっております。これは、今年度6月末における、県工事契約率が前年を下回り(38.3%→35%)発注工事の減少が影響しているように思われます。又市町村の前払金保証実施率は15%強と全国最低でありますので、縦来にも増して、市町村への制度普及を重点に努める所存でありますので、会員の皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

昭和57年度 第1四半期前払保証取扱高

(単位:百万円)

項目	件数		請負金額		保証金額	
	56年	57年	56年	57年	56年	57年
発注者						
国	27	33	1,119	1,622	443	642
公社	0	1	0	173	0	69
公団	34	43	6,068	7,051	2,189	2,424
県	628	476	39,320	18,193	10,599	6,347
市町村	179	207	9,011	12,216	1,942	2,844
地方公社	24	3	2,402	153	364	49
その他	11	14	597	922	238	360
合計	903	777	58,520	40,333	15,778	12,738

第9回埼玉県 建設業防災大会開催

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

当支部主催埼玉労働基準局後援による上記大会が6月25日午後1時より埼玉建設労働者福祉センターにおいて参加者250名によって盛大に開催された。平岩副支部長開会のことば、殉職者への黙とうのあと平井支部長より式辞があり、続いて昨年度の安全成績優秀事業場13社、同個人9人に感謝状が贈られた。

ついで来賓の小林埼玉労働基準局長、畑県知事(代理関根労働部長)らから祝辞があった。

このあと、受賞者代表謝辞、三鬼副支部長による人命尊重の理念に基づき建設業労働災害絶滅の「安全の誓い」が宣誓された。

第2部では、特別講演で埼玉労基局大内安全衛生課長が、「労働災害発生状況と建設業における労働災害防止対策」、鹿島建設田口労務安全部長が「我が社の安全衛生管理」と題して講演、最後に川村副支部長の閉会のことばで大会を終了した。

定期報告制度について(4)

財団法人 埼玉県建築住宅安全協会

前号で触れました「定期報告対象物件」は、県内各特定行政庁の建築基準法施行細則で別表のように定められています。

(別表)

対象別	用途または機種別	対象となるもの又は対象とならないもの	
		耐火構造のもの	その他の構造のもの
特 殊 建 築	学 校 (注1)	—	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
	病 院	患者の収容施設の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	患者の収容施設の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
	劇 場 映 画 演 芸 観 覧 場	客席の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	客席の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
	公 会 堂 集 会 場	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
建 築	百 貨 店 (注2)	床面積の合計が1,500平方メートルを超え、かつ、階数が2以上のもの	床面積の合計が1,500平方メートルを超え、かつ、階数が2以上のもの
	公衆浴場	—	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
物 産	ホ テ ル 旅 館	床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、階数が2以上のもの	床面積の合計が300平方メートルを超え、かつ、階数が2以上のもの
		(注1) 小学校、中学校、高等学校及び大学を除く (注2) 衣住に関する多種類の日用品を販売する店舗をいう。	
建 築 設 備	換 気 設 備	法第28条第2項ただし書の換気設備(自然換気設備を除く)及び同条第3項の換気設備に限る。	上記建築物の用途または機種の欄に掲げる用途に供する建築物で
	排 煙 設 備	法第35条の排煙設備のうち、排煙機を有するものに限る。	その用途に供する部分の構造及び規模が耐火構造のものに該当する建築物に設置されている左記の設備
	非 常 用 の 照 明 装 置	法第35条の非常用の照明装置に限る。	
昇 降 機	エ レ ベ ー ター	積載荷重が1トン以上で、労働基準法第8条第1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用途に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用途に供されるもの(専ら生産又は搬送の作業に従事する物が運搬のため乗り込むものを含む)を除く。	
	エ ス カ レ ー タ ー 電 動 ゲ ム ウ ェ ー タ ー	全 て	
工 作 物	エ レ ベ ー タ ー 等	乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの(一般交通の用に供するものを除く。)	
	遊 戯 施 設	①ウオーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 ②メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	

埼玉県電気工事士試験委員会及び

高圧電気工事技術者受験講習会を開催

埼玉県電気工事工業組合

1. 埼玉県電気工事士試験委員会：10時から浦和・自治会館において開催。試験委員11名の互選により、当組合理事長藤波貞治が57年度埼玉県電気工事士試験委員長に選出された。

2. 高圧電気工事技術者受験講習会

今年も10月3日の試験に備え、7月31日から9月26日まで、土・日曜のみ16日間講習を実施。参加者は33名である。

(写真添付、講習会風景)



実務上の問題解決のための

「新耐震設計法技術研修会」の開催

社団法人 埼玉県建築士事務所協会

新耐震設計法が昨年6月1日より施行され1年有余が過ぎました。同法は構造計算方法について、新しい耐震設計の考え方を取り入れ大幅に改正されたため、実務面においてなおいくつかの問題をかかえております。

これらの問題を少しでも解決するため、本協会では(社)日本建築士事務所協会連合会と共催により下記のとおり研修会を開催いたします。参加ご希望の方は本会事務局(TEL-0488-64-9313)までご連絡下さい)

記

開催日	会場	講義内容	講師
57. 9. 20(月) 21(火)	埼玉建産連会館 センター大ホール	<ul style="list-style-type: none"> ●建築構造行政連絡会資料解説 ●RC造壁剛性評価の問題とS造柱脚、横補剛の問題の解説 ●新耐震設計法Q&A解説 	特定行政庁 担当官 日本建築士事務所協会連 合会新耐震設計 法専門委員
57. 10. 26(火) 27(水)	埼玉県熊谷福祉 センター講堂	<ul style="list-style-type: none"> ●学校建築構造設計要領解説 ●共同住宅構造設計要領解説 ●実例(RC造、S造)解説 	

昭和57年度「違反建築、違反宅造をなくして住みよいまちづくり」運動の実施について

社団法人 埼玉建築士会

県民一般に建築基準法及び都市計画法の目的内容について、周知徹底を図るとともに、違反建築等に対して、行政上の所要の措置を積極的に講ずることによって、良好な市街地の環境の形成及び建築物の質の向上に努める気運を高めることを目的とし、来る10月11日から10月20日まで全県的に実施されます。

なお、この期間中当士会では、県、土木事務所および特定行政庁のご協力を得て、法令説明会並びに建築無料相談所を開設いたします。

主催 埼玉県、特定行政庁、市町村(特定行政庁を除く。)、(社)埼玉建築士会
協賛 (社)埼玉県建設業協会外9団体

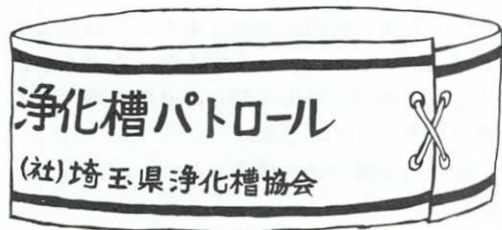
浄化槽点検パトロール を実施します

社団法人 埼玉県浄化槽協会

県委託による「し尿浄化槽点検パトロール」を昭和57年8月から11月までの間、新座市（栗原地区）3,000基、狭山市（水押地区）1,000基、久喜市（線路東全域）1,000基を対象に当協会員の技術者による調査を実施します。

この調査は水質保全のため、届出の有無、管理の有無等水質検査と一般使用者に対して浄化槽の取扱いの指導、苦情の相談等を行ない地元の方々に喜ばれています。

当協会員が近くに参りました折には、地元協会員はじめ建産連会員の皆様の御理解と御協力のほどをお願い致します。



パトロール腕章

第8回通常総会を開催

埼玉県コンクリート製品協同組合

当協同組合では第8回総会が7月12日東北新幹線が開通してまもない花巻温泉で21社の出席のもとで開催されました。理事長挨拶において不況感を一層深めている現在組合員は結束を強化しなければならない。その為には経営者は自主的に行動を起すことによって、業界の健全なる発展が自社の繁栄につながる事を認識すべきである、との挨拶の後、議事に入り56年度事業報告並びに決算報告が全員一致で承認され、続いて次年度の基本方針と各委員会の事業計画が発表され、閉会されました。

役員

理事長	内海勝正
副理事長	小林省吾
専務理事	日下銹二
理事	生井信三
〃	岩田昭彦
〃	島田宏成
〃	山田欣一
〃	柿沼保正
〃	塩入信一
〃	高村慎一
〃	河田一男

建設工事用巻尺等の 幹旋について

埼玉県総合建設業協同組合

この度、土木・建築工事用巻尺等の購買業務を7月1日より開始致しました。

幹旋品目は、(株)田島製作所製品であり、さきに本購売品の取扱業者である埼玉計機から、組合員各位へ「タジマ総合カタログ」をお送り致しました。

幹旋価格は、一般市場価格より割安となっているので、購入希望については、当協同組合までご注文賜わりたくお願い申し上げます。

◎販売業者

蕨市中央4丁目24番25号

埼玉計機 丸山善弘

☎ 0484-31-4507

◎幹旋価格

(株)田島製作所カタログ価格の60掛。



測量設計業に係わる 前金払の実施について

社団法人 埼玉県測量設計業協会

協会は、5月24日付け陳情書を浦和市長に
対して行った。

陳情事項

測量業は、大半を公共事業に依存して
おりますが、昭和55年度、同56年度の2
カ年連続してゼロ成長に加えて第二
次臨時行政調査会の答申による大型
公共事業の抑制等測量業界に深刻な
事業量の減少と厳しい受注難、更
に受注工事の長期にわたる等、資金
繰りに苦慮している現況から工事
受注後における前金払制度に特段
の配慮を要望する。

上記陳情書を提出した結果浦和市長
から6月1日付け文書をもって、6
月1日契約以降の分より適用実施さ
れる旨通知があった。協会は更に
県市長会、町村会及び県下各市町
村長に対し同様陳情を実施した。



専門工事業団体・大挙陳情 下期3兆円追加予算の確保等

埼玉県建設大工工事業協会

私共の上部団体である社団法人日本建設
大工工事業協会は、去る8月11日他の建設
専門工事業団体38団体と共に、①本
年度下半期の公共事業に対し3兆円
以上の追加補正の実現②昭和58年
度公共事業費の増額確保③景気対策
として投資減税等によって住宅を含
めた民間設備投資拡大策の緊急実
施等の3要望を掲げて、衆参両院
議員、大蔵、建設、通産、経済企
画、自治、労働の各省庁の大臣、
次官を歴訪(11日~13日)し、幅
広い陳情を行いました。当協会も
率先参加その実現を強く要望しま
した。

今回の陳情団体は、いずれも公共
事業を始め一般民間設備投資に係
る社会基盤整備の一翼を担い活動
していますが、受注工事の大幅減
少から経営状態は悪化の一途を辿
るなど深刻な局面を迎えています。
関連景況の低迷の中、予測されま
す公共工事の下半期大幅減少は
専門工事業者にとってまさに死
活の問題であり、とりわけ従事す
る多くの技能労働者の雇用不安
という事態を誘発、引いては広い
社会不安の惹起をも懸念されます。
これらを回避するため内需の拡大
を中心とした景気浮揚策の実現を
期し大挙して陳情いたしました。

何卒当建産連傘下各団体各位には
趣旨ご理解のうえ絶大なるご支
援をお願いする次第であります。

結成5周年を迎えて

埼玉県道路標識標示業協会



カラスのなかな日はあっても、
交通事故で人の死なな日はない。
埼玉県内では56年の1年間で382
人の交通事故による死者を出して
しまいました。

その原因として「認知」「判断」「操
作」の三原則のう

ち認知遅れが最も多く次いで判断の誤り
があげられています。

私たちの埼標協はこうした認知、判断
を容易にする為の施設の整備を業とし
ております。

標識、標示、鋸、カーブミラーを主
とし、防護柵、照明灯等事故防止に
必要な殆んど施設を手がけていま
す。

建産連会館の案内標識も私たちが設
置しました。

当協会はこの秋で5周年を迎え、交
通安全事故死者ゼロの悲願達成に
向け、全員一丸となり益々決意を固
めております。

今後共、皆々様の御指導、御鞭撻
の程、宜しくお願い申し上げます。

- 6月2日 **広報委員会**
「建産連ニュース」13号の編纂、14号の発行等について協議。
- 6月4日 県立工業高校に「設備工業科」を設置されたい旨埼玉県教育長に陳情した。
- 6月8日 全国建設産業団体連絡協議会通常総会が東京農林年金会館において開催され昭和56年度事業報告及び収支決算、昭和57年度事業計画及び収支予算、定款の一部変更について承認又は議決するとともに役員の数数変更に伴い副会長を選出した。
- 6月15日 5月末日現在における公共事業関連職種有効求職者の状況を各団体に提供した。
- 6月16日 県立工業高校に「設備工業科」を設置されたい旨県議会議長に請願した。
- 6月17日 **正副会長会議**
昭和57年度事業の実施、委員会規程の一部改正、委員会構成等について協議。
- 6月18日 教養、文化講話会及び見学会。
於埼玉県立博物館。演題埼玉の文化財。出席者58名。講師埼玉県立博物館歴史課長吉川国男。
- 6月25日 埼玉県建設業労働災害防止大会に斉藤会長出席。
「建産連ニュース」第13号を発刊配布。
定款の一部変更（事務所所在地の変更、理事評議員の定数変更）について認可方知事に申請。
- 6月29日 **理事会**
委員会規程の一部改正、委員会構成、会員の拡充強化等について協議。
- 6月30日 埼玉建産連会館及び埼玉建設労働者福祉センター建物評価のため埼玉県浦和県税事務所及び浦和市資産税課から係員来所。
- 7月6日 **労務資材委員会**
正副委員長の選出、本年度事業の実施等について協議。
職業訓練校との連絡調整会議。
センター第1会議室に於て開催し、建設産業関係技能者の県内企業への雇用について意見交換した。
- 7月7日 埼玉建産連会館及び埼玉建設労働者福祉センター建設の経過、建設の概要、建産連の設立等について調査のため長野県建設業協会常務理事来所。
- 7月7日 建産連事業実施の概要、埼玉建産連会館及び埼玉建設労働者福祉センター管理運営の状況等調査のため岩手県建設産業団体連合会職員来所。
- 7月12日 6月末日現在における公共事業関連職種有効求職者の状況を各団体に提供した。
- 7月13日 「埼玉の建設産業」のポスター募集について県内公立各小・中学校長に依頼。
- 7月16日 各団体事務局長会議。
本年度事業の実施、各委員会の構成、会員の拡充強化、センター利用の促進等について協議。
- 7月22日 **広報委員会**
委員会構成、正副委員長選出、本年度事業の実施、建産連ニュース第14号の編纂、ポスターの募集等について協議。
- 7月26日 **定款の一部変更(事務所所在地の変更、理事・評議員の定数変更)について知事から認可される。**
総務委員会
委員会構成、正副委員長選出、本年度事業の実施、建議、会員の拡充強化等について協議。
- 7月30日 **管理運営委員会**
正副委員長選出、建産連会館の表示登記、センター和室の間仕切り改造、センターの利用状況、光熱水費の節減、駐車場の確保等について協議。
(注)埼玉県造園業協会通常総会に斉藤会長出席。
- 8月3日 事務所所在地変更の登記及び役員の変更・就任の登記を完了。
- 8月9日 建産連会館建物表示登記を実施。
- 8月12日 **研修指導委員会**
委員会構成、正副委員長選出、本年度事業の実施について協議。
- 8月13日 県内中・小建設業者、同関連業者の育成について、埼玉県商工会連合会長と懇談。
- 8月14日 7月末日現在における公共事業関連職種有効求職者の状況を各団体に提供した。
- 8月21日 (注)埼玉県電業協会主催の夏季大会に斉藤会長出席。
- 8月31日 県内中・小建設業者、同関連業者の育成について、埼玉県商工会連合会長と懇談。

埼玉建産連会館センターの利用を

埼玉建産連会館・埼玉建設労働者福祉センター 利用案内

埼玉建産連会館は、県内建設産業界の融和と協調を図るとともに、働く者の福祉の増進を図る目的で、雇用促進事業団と(社)埼玉県建設産業団体連合会が、みなさんの会議や研修の場として建設したもので、500人収容の大ホールをはじめ大・小会議室、食堂、喫茶ルーム等を備えた多目的施設です。

施設の概要

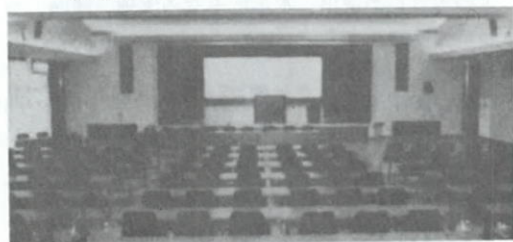
所在地 埼玉県浦和市大字鹿手袋597番地
敷地面積 3000m

○福祉センター

- 建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上3階建
- 総延床面積 1574.85m²
- 建物の用途

1階

管理事務室、食堂、喫茶ルーム、ホール、電話機械室



▲多目的大ホール

- 2階
会議室 4室
和室娯楽研修室 3室
計 7室

3階

多目的大ホール、ステージ、放送室

○建産連会館

- 建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上6階
塔屋1階建
- 総延床面積 2713.75m²
- 建物の用途

1階

会館特別会議室、建産連会長室、同事務室

2階～6階

建設業ならびに建設関連業、不動産業団体等20団体事務室



▲研修室

■ご利用について

1. 開館時間 午前9時～午後8時
2. 休館日
日曜日、国民の祝祭日及び年末、年始(12月28日～1月4日)但し、100名以上の集会の場合は日曜日、祝祭日でも利用に応じます。
3. 利用のお申し込み
● 所定の申込書により、直接、センター管理事務室にお申し込みください。☎0488(61)4311
● 受付時間は休館日以外の午前9時から午後5時までです。
● どなたでも御利用できます。
4. 駐車場(無料) 100台収容

施設利用料

種別	区分	区 分			
		午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 17:30～ 20:00	全日 9:00～ 20:00
第1会議室	80人	9,500円	10,500円	11,500円	14,000円
第2会議室	40人	4,700円	5,200円	5,700円	7,000円
第3会議室	21人	2,000円	2,200円	2,400円	3,000円
第5会議室	21人	2,000円	2,200円	2,400円	3,000円
第6会議室	20人(和室)	4,200円	4,600円	5,500円	6,000円
第7会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円	2,800円	3,400円
第8会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円	2,800円	3,400円
多目的大ホール	椅子のみ使用500人 机椅子使用288人	26,000円	28,500円	30,000円	38,500円
会館特別会議室	30人	6,500円	7,500円	8,000円	10,000円



▲レストラン・喫茶ルーム

会議室使用状況

会議室	月別	12	1	2	3	4	5	6	7	8	合計
第1会議室		6	11	14	22	7	19	21	18	17	135
2	"	3	8	15	24	9	16	9	23	18	125
3	"	5	11	8	17	18	18	18	15	15	125
5	"	3	12	10	20	13	15	10	17	10	110
6	"	7	11	2	3	9	6	8	10		56
7	"		1	2	3		12	4	18	3	43
8	"										
会館特別会議室			3	7	4	8	4	7	5	2	40
多目的大ホール		2	5	6	7	4	10	17	18	16	85
一階ロビー					2		1				3
合 計		26	62	64	102	68	101	94	124	81	722



社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿(順序不同)

名 称	代表者	所 在 地	郵便 番号	電話番号	名 称	代表者	所 在 地	郵便 番号	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会 長 齋 藤 裕	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61-5111	建設業労働災害防止協会 埼玉県支部	支部長 平井滋通	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 62-2542
(社)埼玉県電業協会	会 長 川 合 大	"	"	0488 64-0385	埼玉県道路舗装協会	会 長 島村治作	"	"	0488 61-9971
(社)埼玉県造園業協会	会 長 鈴木長吉	"	"	0488 64-6921	埼玉県コンクリート製品協 同組合	理事長 内海勝正	上尾市本町1-5-20	362	0487 73-8171
東日本建設業保証(株) 埼玉営業所	所 長 中野 稔	"	"	0488 61-8885	埼玉県コンクリート圧送組合	組合長 寺田正男	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 66-4311
(社)全国鉄構工業連合会 埼玉県支部	支部長 大倉富士雄	"	"	0488 66-1775	(社)日本碎石協会 埼玉県支部	支部長 西村勝一	秩父市中町7-2	368	04942 2-5423
埼玉県電気工事工業組合	理事長 藤波貞治	大宮市宮原町1-39	330	0486 63-0298	埼玉県砂利協同組合連合会	会 長 小林勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485 22-0333
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会 長 小池恭平	浦和市仲町3-13-7	336	0488 22-4124	(社)埼玉県浄化槽協会	理事長 石塚 清	浦和高砂4-2-4	336	0488 64-1033
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 内藤 明	浦和市大字鹿手袋597	"	0488 66-4381	埼玉県下水道施設維持管理 協会	会 長 沢田 広	浦和市大字鹿手袋597	"	0488 62-0319
埼玉県建設大工工事業協会	会 長 牛草真澄	"	"	0488 62-9258	埼玉県道路標識標示業協会	会 長 阿野昭三郎	与野市上峰551-3	338	0488 53-3005
(社)埼玉建築士会	会 長 安藤 晃	"	"	0488 61-8221	(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 65-0391
(社)埼玉県建築士事務所協会	会 長 岩堀徳太郎	"	"	0488 64-9313	埼玉県内装仕上工事業協同 組合	理事長 上原泰次	大宮市高鼻町2-163 大信ビル	330	0486 44-0964
(社)埼玉建築設計監理協会	会 長 大川光英	"	"	0488 61-2304	埼玉県総合建設業協同組合	理事長 伊田勤三郎	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 64-2811
(社)埼玉県測量設計業協会	会 長 小山正夫	"	"	0488 66-1773	埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水茂三	"	"	0488 64-9731
(社)埼玉県宅地建物取引業 協会	会 長 今西定雄	"	"	0488 66-4061	埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 関根仁平	"	"	0488 66-4331

建産連ニュース 第14号

昭和57年 9月10日印刷発行

編集 社団
発行 法人 埼玉県建設産業団体連合会

郵便番号 336

浦和市鹿手袋 597 番地

電話 (66) 4 3 0 1

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月